

第5次瑞穂町長期総合計画 後期基本計画（案）

令和7年10月

瑞穂町

目次

—基本計画の位置付けと構成—

1	計画の位置付け	3
2	瑞穂町デジタル田園都市国家構想の実現に向けた まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連	3
3	計画期間と構成	4
4	基本計画の体系	6
5	重点施策.....	12

—施策の展開—

基本目標 1	：誰もが健康ですこやかに暮らせるまち	17
（施策分野 1）	健康づくり・スポーツ	18
（施策分野 2）	疾病の予防・地域医療体制	22
（施策分野 3）	社会保険制度	25
（施策分野 4）	地域・生活福祉	28
（施策分野 5）	障がい者福祉	31
（施策分野 6）	高齢者福祉	35
基本目標 2	：子どもたちがのびのびと育つまち	39
（施策分野 1）	子育てしやすい環境	40
（施策分野 2）	保育・幼児教育の充実	43
（施策分野 3）	支援が必要な子どもと家庭への支援	47
（施策分野 4）	人権教育	51
（施策分野 5）	学力向上	55
（施策分野 6）	学校教育	59
（施策分野 7）	青少年の健全育成	64

基本目標 3：豊かなこころを育むまち	67
（施策分野 1） 生涯学習	68
（施策分野 2） 文化・芸術	72
（施策分野 3） コミュニティ	76
（施策分野 4） 平和・人権	80
（施策分野 5） 国際交流	84
基本目標 4：つながりと活力にあふれるまち	87
（施策分野 1） 農業	88
（施策分野 2） 商工業	92
（施策分野 3） 観光・イベント	96
基本目標 5：環境にやさしい安全・安心なまち	99
（施策分野 1） 危機管理・防災・災害対策	100
（施策分野 2） 安全・安心な生活の確保	105
（施策分野 3） 基地対策	109
（施策分野 4） 環境にやさしい生活の推進	112
（施策分野 5） 自然環境と共生するまち	116
基本目標 6：便利で快適に暮らせるまち	119
（施策分野 1） 計画的なまちづくりの推進	120
（施策分野 2） 公共交通	124
（施策分野 3） 住宅・公園	128
（施策分野 4） 道路・河川	132
（施策分野 5） 下水道	136
基本目標 7：総合計画の実現に向けて	139
（施策分野 1） 協働の推進	140
（施策分野 2） 情報発信・情報提供	144
（施策分野 3） 持続可能な行財政運営体制の構築	147
（施策分野 4） 公共施設マネジメント	152
【資料編】SDGs と基本計画の関係	156

—基本計画の位置付けと構成—

1 計画の位置付け

この基本計画は、基本構想に示した将来都市像「すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～」の実現に向けた各種施策の内容を明らかにしたものです。

2 瑞穂町デジタル田園都市国家構想の実現に向けた

まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連

この基本計画は、「瑞穂町デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の内容を含む計画として一体的に策定したもので、総合戦略の施策及び個別の施策数値指標は、基本計画に含まれています。

3 計画期間と構成

1) 計画期間

この計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。令和2年度に策定した基本構想に示されている将来都市像の実現に向け、基本計画の見直しを行っています。

2) 計画の構成

(1) 現況と課題

町の特徴や各施策を取り巻く現状、現在の課題を整理するものです。

(2) 瑞穂町のめざす姿

基本構想に掲げた計画の視点をふまえ、めざす姿は行政側から見た住民サービスの提供状況と、「住民がどのような生活をしているか」、「町がどのような生活環境になっているか」、「社会がどのようなになっているか」といった瑞穂町のめざす姿として示しているものです。

■ 施策数値指標

個別施策の実効性を確保するとともに、計画期間終了後の令和12年度の姿を具体的に示しているものです。

※現状値は、令和6年度末時点での数値です。

(3) 施策（施策名／内容／主要な取組）

各施策の主要な取り組みとその内容を示したものです。

(4) 主な関連計画

各施策に対する瑞穂町の関連計画を明記したものです。

(5) 「重視すべき視点」からの配慮事項

基本構想で掲げた将来都市像を実現する上で、各施策に取り組む際に配慮するとともに、分野的に横断する価値観、取り組みの姿勢を位置付けているものです。

(6) アイコン表示

重 点

重点施策として位置付けられた施策であることを示します。

創 生

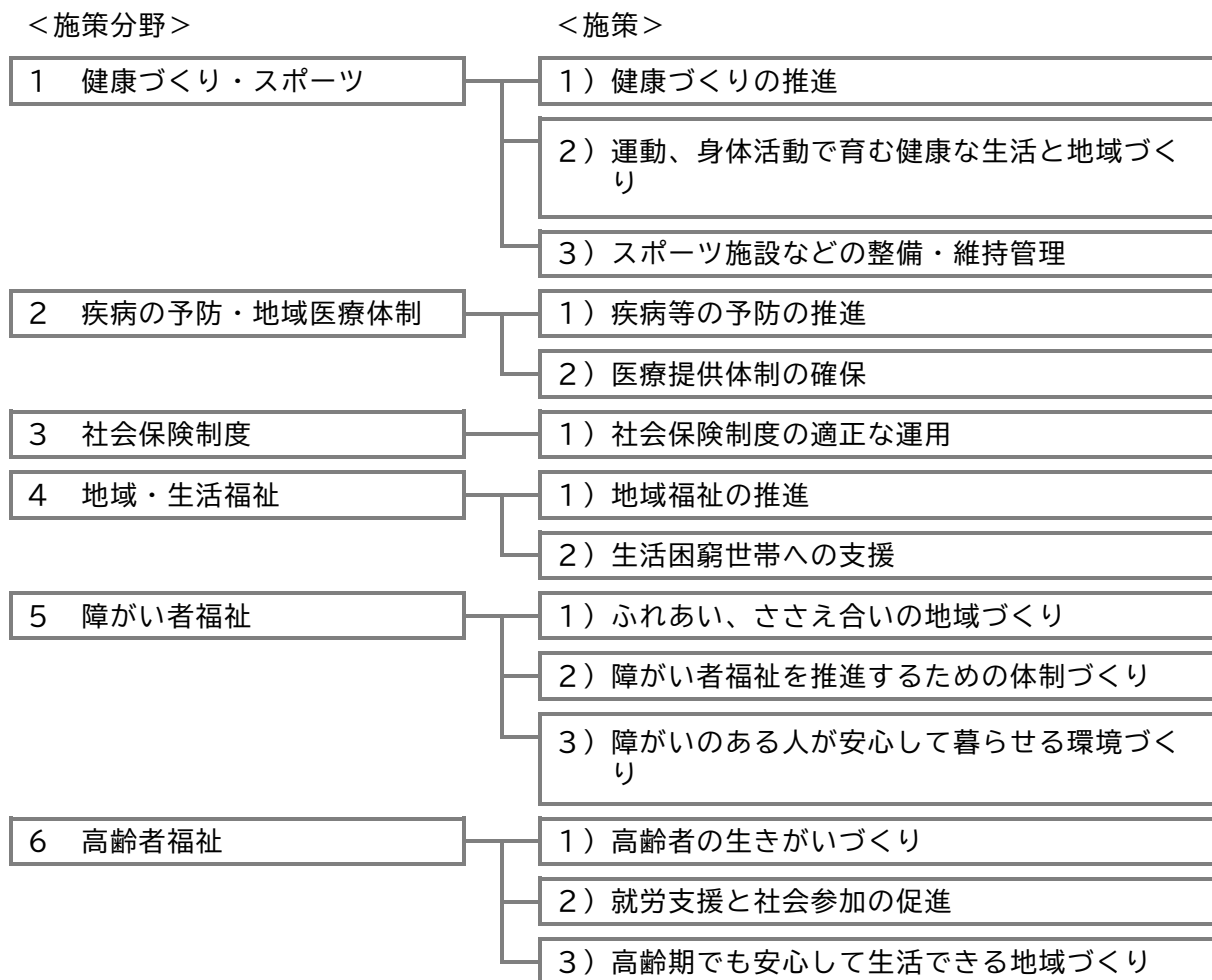
瑞穂町デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた施策であることを示します。

モノレール

重点施策であるとともに、同様に多摩都市モノレール延伸を見据え、延伸とかかわる施策であるとともに、延伸後の新たな地域のポテンシャル(潜在的な力)を引き出すため、分野横断的に取り組む施策であることを示します。また、多摩都市モノレール延伸に向け、今後考えられる相乗効果の一例を示しています。

4 基本計画の体系

基本目標 1：誰もが健康ですこやかに暮らせるまち



基本目標 2：子どもたちがのびのびと育つまち

<施策分野>	<施策>
1 子育てしやすい環境	1) 切れ目のない妊産婦・子ども・家庭への支援の推進 2) 子どもと親の居場所づくり
2 保育・幼児教育の充実	1) 待機児童対策の継続 2) 保育・幼児教育の質の向上 3) 学童保育クラブの充実
3 支援が必要な子どもと家庭への支援	1) 子どもの貧困対策の推進 2) ひとり親家庭等の福祉の充実 3) 障がい等のある子どもへの支援 4) 児童虐待の防止
4 人権教育	1) 豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む 2) 社会の持続的な発展をけん引する力とグローバルに活躍する人材を育成
5 学力向上	1) 全ての児童・生徒に確かな学力を育む 2) すこやかな体を育て、健康的に生活する力を育む 3) 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む
6 学校教育	1) 安全で質の高い教育をささえる環境の整備と安全に生活する力を育む 2) みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成 3) 学校・家庭・地域が連携・協働する教育活動の推進
7 青少年の健全育成	1) 青少年の意欲を高める事業の推進 2) 地域と一体となった地域社会づくりの推進

基本目標 3：豊かなところを育むまち

< 施策分野 >	< 施策 >
1 生涯学習	1) 生涯学習の推進 2) 図書館活動の充実
2 文化・芸術	1) 文化・芸術の振興 2) 文化財保護・郷土資料の保管整理
3 コミュニティ	1) コミュニティ活動の活性化 2) 地域コミュニティ活動の基盤づくり
4 平和・人権	1) 平和行政の推進 2) 人権の尊重 3) 男女共同参画社会の推進
5 国際交流	1) 国際交流の推進 2) 多文化共生のまちづくり

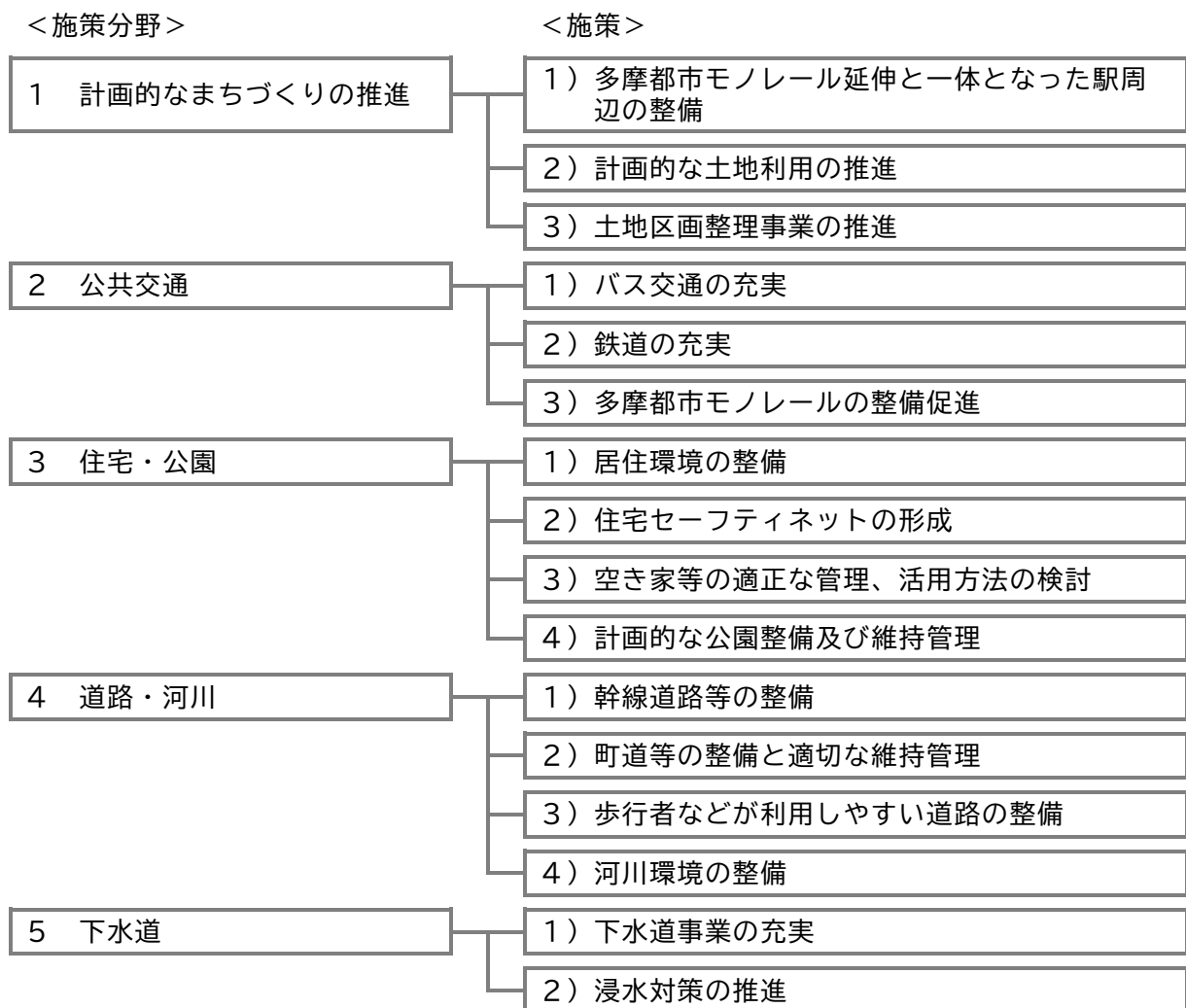
基本目標 4：つながりと活力にあふれるまち

< 施策分野 >	< 施策 >
1 農業	1) 農業経営基盤の強化 2) 農地の保全と担い手の確保 3) ふれあい農業の推進
2 商工業	1) 商業の振興 2) 工業の振興 3) 企業誘致の推進 4) 新しい産業の創出・イノベーション
3 観光・イベント	1) 地域資源の充実・活用 2) 観光情報の発信・協働によるイベント事業の実施

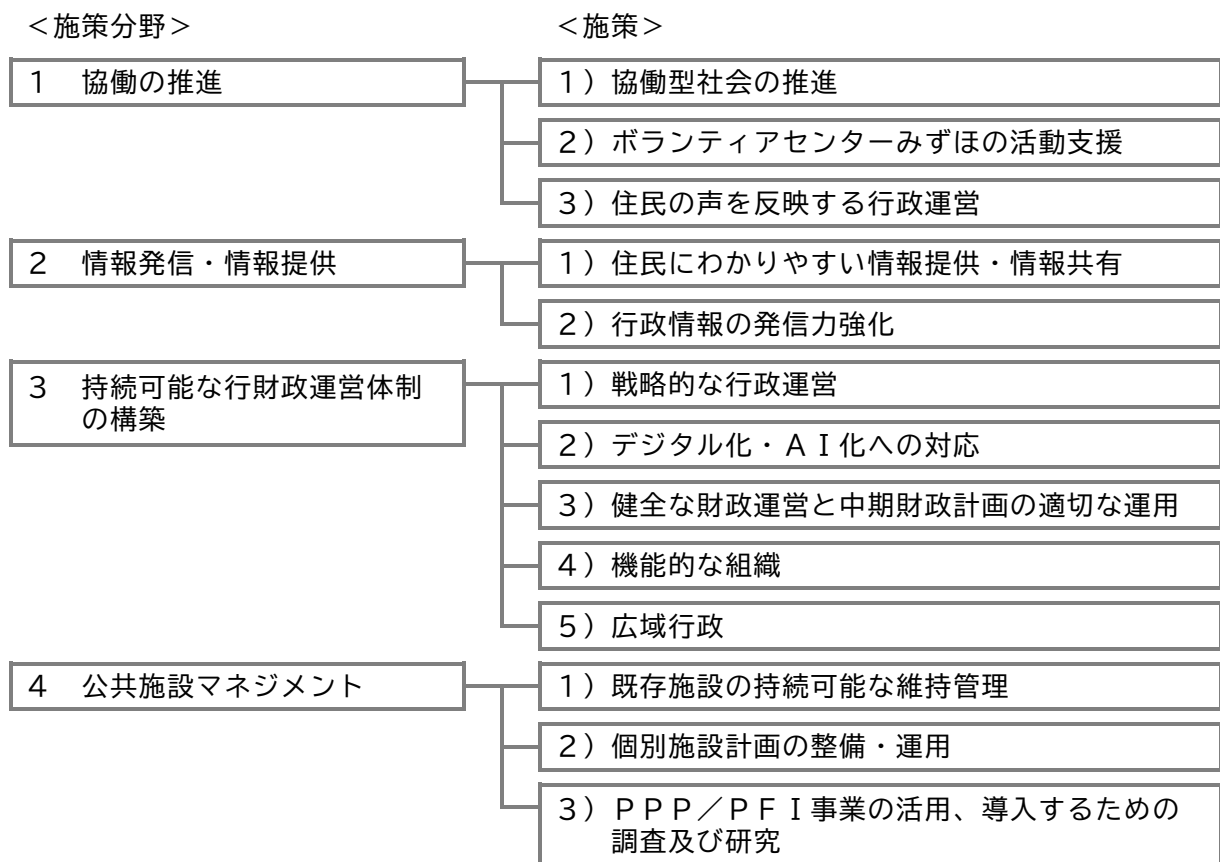
基本目標 5：環境にやさしい安全・安心なまち

< 施策分野 >	< 施策 >
1 危機管理・防災・災害対策	1) 災害に強いまちづくりの推進 2) 危機対応・危機管理体制の強化 3) 防災施設・設備の充実 4) 消防力の強化
2 安全・安心な生活の確保	1) 防犯施策の推進 2) 消費生活の向上 3) 交通安全の充実
3 基地対策	1) 生活環境の保全 2) 補助事業の拡充要請
4 環境にやさしい生活の推進	1) 地球温暖化対策及び環境保全活動の推進 2) 循環型社会の推進 3) 公害などへの対応
5 自然環境と共生するまち	1) 自然環境の保全と環境整備 2) 緑地の保全

基本目標 6：便利で快適に暮らせるまち



基本目標 7：総合計画の実現に向けて



5 重点施策

第5次瑞穂町長期総合計画基本構想では、将来都市像を実現する上で、重視すべき視点（未来志向）を位置付けています。この第5次瑞穂町長期総合計画の計画期間内において、4つの視点を具現化するために、基本計画の各施策に取り組む際にはこの視点を配慮することとしています。4つの視点ごとに、基本計画の施策を分野横断的に重点的かつ優先的に取り組む施策を、重点施策として位置付けます。

視点1：町の魅力を際立たせる

あらゆる世代が生活を楽しむみずほでの暮らしを思い描くことができ、また、産業や各地区における特性が発揮され、その相乗効果による魅力が浮かび上がるといった、快適に暮らせる基盤が実現するハード及びソフトの仕組みが形成されている姿をめざします。

(基本構想) 重視すべき視点	(基本計画) 重点施策
【視点1】 町の魅力を際立たせる	2-4-1：豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む 2-4-2：社会の持続的な発展をけん引する力とグローバルに活躍する人材を育成 2-5-1：全ての児童・生徒に確かな学力を育む 2-5-2：すこやかな体を育て、健康的に生活する力を育む 6-1-1：多摩都市モノレール延伸と一体となった駅周辺の整備 6-1-2：計画的な土地利用の推進 6-1-3：土地区画整理事業の推進 6-2-1：バス交通の充実 6-2-3：多摩都市モノレールの整備促進

※数字の表記（例示）「1-2-3」⇒「【基本目標1】-（施策分野2）-施策3）」

視点２：資源を磨き生活の質を豊かにする

今ある公共空間や地域資源をより有効に活用することに知恵を絞
り、それぞれの資源の持つ機能を組み合わせたり、つなぎ合わせたり
することなどにより、住民の生活がより豊かになるとともに、相乗効
果や新たな価値が生み出されている姿をめざします。

(基本構想) 重視すべき視点	(基本計画) 重点施策
【視点２】 資源を磨き生活の質 を豊かにする	1-1-3：スポーツ施設などの整備・維持管理 3-1-2：図書館活動の充実 4-1-3：ふれあい農業の推進 4-2-4：新しい産業の創出・イノベーション 4-3-1：地域資源の充実・活用 4-3-2：観光情報の発信・協働によるイベント事業の実施 5-5-1：自然環境の保全と環境整備 6-3-4：計画的な公園整備及び維持管理 6-4-1：幹線道路等の整備 6-4-2：町道等の整備と適切な維持管理 6-5-1：下水道事業の充実 7-4-3：PPP/PFIの活用、導入するための調査及び研究

※数字の表記（例示）「1-2-3」⇒「【基本目標１】－（施策分野２）－施策３）」

視点3：つながる地域づくり

個人個人の感覚に合った距離感を持ちながら、困ったときにはさりげなくささえ合うことができる関係が構築されています。そして、地域でのゆるやかな人間関係が形成されている姿をめざします。

(基本構想) 重視すべき視点	(基本計画) 重点施策
【視点3】 つながる地域づくり	1-4-1：地域福祉の推進 1-4-2：生活困窮世帯への支援 1-5-1：ふれあい、ささえ合いの地域づくり 1-6-1：高齢者の生きがいづくり 2-1-1：切れ目のない妊産婦・子ども・家庭への支援の推進 2-3-1：子どもの貧困対策の推進 2-3-2：ひとり親家庭等の福祉の充実 3-3-1：コミュニティ活動の活性化 3-3-2：地域コミュニティ活動の基盤づくり 7-1-1：協働型社会の推進

※数字の表記（例示）「1-2-3」⇒「【基本目標1】-（施策分野2）-施策3）」

視点4：危機に備える

首都直下地震や風水害、感染症などのこれまでの経験値では想定しづらい危機に対し、幅広い総合的な視点から危機管理対応がさらに強化され、安全に安心して暮らしている姿をめざします。

(基本構想) 重視すべき視点	(基本計画) 重点施策
【視点4】 危機に備える	2-6-1：安全で質の高い教育をささえる環境の整備と安全に生活する力を育む 5-1-1：災害に強いまちづくりの推進 5-1-2：危機対応・危機管理体制の強化 5-1-3：防災施設・設備の充実 6-5-2：浸水対策の推進 7-2-1：住民にわかりやすい情報提供・情報共有 7-4-2：個別施設計画の整備・運用

※数字の表記（例示）「1-2-3」⇒「【基本目標1】-（施策分野2）-施策3）」

—施策の展開—

基本目標 1

誰もが健康で
すこやかに暮らせるまち

基本目標 1：誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

（施策分野 1） 健康づくり・スポーツ

① 現況と課題

自立した日常生活を送るために、生涯にわたって生活習慣病をはじめとする各種疾病予防や介護予防の取り組みがもとめられています。健康寿命の延伸のため、高齢期を迎える前から健康づくりや個々の身体状況、生活状況に応じた健康づくりの取り組みを支援する体制整備が必要であり、瑞穂町では、健康診断やウォーキングなどの健康づくりにインセンティブを付与する「みずほ健康ポイントあるってこ」を実施しています。

高齢化率が高くなるなか、健康で生活できる期間を延ばしていくためには、スポーツの役割が期待されています。また、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠などの生活習慣を改善することで、健康寿命を延ばし、介護が必要な状態になる時期を遅らせることも必要です。

スポーツ庁の調査（令和 6 年度）では、週 1 日以上運動・スポーツ実施率は成人で 52.5%であり、コロナ禍前の令和元年度の数値より低い割合となっています。瑞穂町が実施する事業では、参加者の固定化や年齢層の偏りが見られることから、普段、身体を動かす機会が少ない人に対し、運動・スポーツに親しむきっかけとなるような事業を創出、充実することがもとめられます。

町内におけるスポーツ施設は、多くの施設で老朽化がすすんでいるため、予防保全を原則に適正な維持管理を行い、瑞穂町公共施設個別施設計画をふまえ、施設の環境整備を計画的に実施していく必要があります。

② 瑞穂町のめざす姿

住民が日常的に生活習慣の改善やスポーツ、運動、身体活動に取り組み、年齢・体力に見合った身体機能を維持することで、高齢期になっても自立して健康に暮らしています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
日常生活動作が自立している期間の平均 (要介護 2 以上：95%信頼区間)	男 77.7～81.3 年 女 84.6～87.9 年 ^{※1}	東京都数値以上
日頃から身体活動（18 歳以上の者で、1 回 30 分程度、週 2 回以上の運動）を実行している人の割合	25.4%	27.1%
20 歳以上の週 1 日以上のスポーツ実施率	52.5% ^{※2}	75%

※1 参考 令和 6 年の東京都平均自立期間（要介護 2 以上） 男 81.3～81.5 年 女 87.3～87.5 年

※2 参考 20 歳以上の週 1 日以上のスポーツ実施率 スポーツ庁令和 6 年度数値より

③ 施策

1) 健康づくりの推進

住民それぞれが健康の維持・増進や身体の機能を維持するため、相談や専門家などの助言を受けられる体制づくりと生活習慣病予防などの重要性を理解し、健康づくりに自発的に取り組める環境を整え、健康への不安軽減や疾病予防につとめます。また、地域の様々な人や組織、活動と連携した健康づくりを推進します。

【主要な取組】

- 健康づくりのための相談機会、手段の提供や生活習慣病予防事業などの継続（健康ポイント事業など）
- 健康づくりに向けた地域の通いの場の拡大・活用
- 介護予防リーダーの養成

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

2) 運動、身体活動で育む健康な生活と地域づくり

年齢や性別、障がいや経験の有無などにかかわらず、誰もが楽しく参加しやすい健康・体力づくり・スポーツ活動の普及・啓発を推進します。

さらに、地域コミュニティの一翼を担う町内団体などによる生涯スポーツへの支援を促進します。

【主要な取組】

- 各世代における健康・体力づくり事業の推進
- 瑞穂町スポーツ協会をはじめ、地域団体が実施するスポーツ活動への支援
- 地域におけるスポーツ指導者・スポーツボランティアなどの人材発掘と育成

重点 モノレール

3) スポーツ施設などの整備・維持管理

スポーツ施設などの整備・維持管理を予防保全を原則として計画的に行うとともに、安全・安心な施設として快適に利用できるよう施設の環境整備につとめます。また、多摩都市モノレール延伸を見据え、No.6 駅周辺に、新たな地域体育施設の整備に向けた研究を行います。

【主要な取組】

- 多摩都市モノレールの利便性をいかした地域体育施設などの検討
- 町保有施設の集約化・統廃合を見据え、効率的に管理運営するための施設整備・更新計画の策定
- スポーツ施設における P P P / P F I など民間活力の研究

相乗効果
・様々な目的や興味に応じて活用できる地域体育施設を整備することで、健康促進やスポーツを通じた交流促進が期待できます。
・子どもから高齢者、障がい者まで誰もが利用しやすい施設を整備することで、多世代交流の機会創出が期待できます。

④ 主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- スポーツ推進計画
- 生涯学習推進計画
- 公共施設等総合管理計画
- 公共施設個別施設計画
- 多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想
- 多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	スポーツ施設の環境向上に取り組めます。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	町施設の集約化・統廃合をすすめ、限られた資源を効率的かつ効果的に活用できるよう、民間活力を導入し、柔軟な発想で運用していきます。
3) つながる地域づくり	多くの住民が健康づくり、スポーツ活動を通じ、地域コミュニティの一翼を担えるよう支援します。
4) 危機に備える	

基本目標 1：誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

（施策分野 2） 疾病の予防・地域医療体制

① 現況と課題

世界中でパンデミックをもたらした新型コロナウイルス感染症は、改めて、基本的な感染対策である手洗いやマスクの着用など、予防策の重要性と感染症対策における予防接種の必要性を認識させられることになりました。いつ起こるかわからない感染対策に向けた平時の備えと基本的な感染対策を呼びかけていく必要があります。

住民の健康寿命の延伸のため、各種健康診査や検診の受診と保健指導の実施による疾病の予防・早期発見がもとめられています。

がん対策は早期発見及び早期治療がより一層重要で、がんによる死亡率減少のために、国の指針に基づく定期的ながん検診の受診が必要です。受診の必要性や重要性などの周知、受診しやすい環境を整備することで、がん検診の受診率及び精度管理の向上をはかる必要があります。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における医療提供と在宅医療の需要が、これまで以上に高まっています。公立福生病院をはじめ、地区医師会・歯科医師会、薬剤師会及び民間事業者の協力を得て、かかりつけ医・歯科医、薬局の定着と休日・夜間診療体制を維持することが必要です。

また、瑞穂町の属する西多摩医療圏域は、国が示す医師偏在指標が医師少数地域とされている状況にあり、近隣市町村と連携した地域医療体制の確保が必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

休日・夜間診療をはじめ、一次医療と公立福生病院を拠点とした二次医療の病診連携体制が整うとともに、多くの住民が健康診査や検診を受診し、また、感染症予防行動が促され、疾病の予防につながっています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
子どものかかりつけ医師を持つ3歳児の親の割合	86.3%	81.8%
胃がん検診受診率（男女計）※	9.8%	60%以上
肺がん検診受診率（男女計）※	11.3%	60%以上
大腸がん検診受診率（男女計）※	30.2%	60%以上
乳がん検診受診率※	14.3%	60%以上
子宮頸がん検診受診率※	12.9%	60%以上

※参考 第4期がん対策推進基本計画（厚生労働省）がん検診受診率目標 60%

③ 施策

1) 疾病等の予防の推進

疾病の予防と早期発見につながるよう健康診査や検診を実施します。また、感染症の発症を予防するための基本的な対策を推進します。

【主要な取組】

- 乳幼児期からのライフステージの段階に合わせた各年代の健康診査やがん検診などの実施
- 健康診査及び検診受診率向上のための受診促進策の実施
- 予防接種をはじめとする感染症予防対策の適正かつ効率的な実施

2) 医療提供体制の確保

高齢化の進展や医療技術の高度化に伴う医療需要の質・量の変化、また、西多摩医療圏における医療資源と地域医療構想の議論をふまえ、医師・歯科医師の診療を受けやすい環境を整えます。

【主要な取組】

- かかりつけ医・歯科医、薬局の定着のための啓発
- 地区医師会との連携、また、民間事業者の活用による、休日及び休日準夜医療体制の維持、公立福生病院との病診連携体制の充実
- 公立福生病院における質の高い医療サービスの提供を維持するため、福生市及び羽村市との連携強化

④ 主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画
- 新型インフルエンザ等対策行動計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	かかりつけ医の定着や病診連携の充実、また、近隣市町村と連携した地域医療体制を確保し、住民が安心して医療サービスを受けられるよう、環境整備につとめます。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	
3) つながる地域づくり	
4) 危機に備える	感染症及び大規模災害の対応に備えて、広域での医療提供体制をつくります。

基本目標 1：誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

（施策分野 3） 社会保険制度

① 現況と課題

国民健康保険は、会社員やその扶養家族などが加入する被用者保険の適用拡大、年齢構成の変化などにより、被保険者数の減少、加入者の高齢化や医療の高度化により医療費が増大しています。平成30年度から東京都が財政運営の責任主体になりましたが、保険料水準の完全統一化や赤字補てん額を抑制するため、国民健康保険税の税率改定を毎年行っている状況です。

また、医療費の適正化、国民健康保険税の収納率の向上推進、国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づく生活習慣病予防事業を推進し、安定的で持続可能な医療保険制度を維持することが必要です。

主に75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度についても、高齢者人口の増加に伴い医療費は年々増加の一途をたどっています。これまでと同様、東京都後期高齢者医療広域連合と連携・協力し、事業を安定運用することがもとめられています。

また、高齢者人口が増え続けていることに影響し、要支援・要介護認定者数が増えています。そのため、介護保険制度で提供する介護サービス量、給付費についても年々増加しています。制度を維持するためにも、適切な保険料の設定、給付費の適正化、サービス提供体制の整備といった制度の安定につとめ、取り組みを推進する必要があります。

② 瑞穂町のめざす姿

社会保険制度が安定して運用され、それぞれの制度の加入者が必要になった時に、適切なサービスを受けることができます。

③ 施策

1) 社会保険制度の適正な運用

国民健康保険制度は、適正な事務を行い、制度の安定的な運営をはかります。また、加入者の生活習慣病の発見や予防、医療費の適正化につとめます。

後期高齢者医療制度は、東京都後期高齢者医療広域連合や国・東京都などと連携し、安定した医療保険制度の運営につとめます。

介護保険制度は、中長期的な視点をもって制度の運営を行い、サービス提供体制の整備や介護人材の確保に向けた取り組みを推進します。

国所掌業務である国民年金制度は、制度改正に注視し、正確な情報を収集するとともに、住民にわかりやすく制度の情報を周知していきます。

【主要な取組】

- マイナ保険証及びオンライン資格確認の適正な運用
- 国民健康保険の財政運営、適正な事務の執行
- 保険税・保険料の収納率向上の取組推進
- 国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画に基づく保健事業の実施
- 医療費適正化の推進
- 東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、適正な事務の執行
- 介護保険サービスの円滑な運営
- 介護保険給付適正化の推進
- 介護人材確保の取組の推進

④ 主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	様々な制度の安定的な運用につとめます。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	
3) つながる地域づくり	
4) 危機に備える	

基本目標 1：誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

（施策分野 4） 地域・生活福祉

① 現況と課題

地域福祉は行政だけではなく、地域福祉団体の活動への支援の必要性が指摘されています。多くの住民が住み慣れた地域で、その人らしく自立した豊かな生活を送るためには、社会福祉協議会をはじめ地域福祉団体や地域貢献を掲げる企業などの多様な団体と行政が連携して施策を展開することが必要です。さらに、地域福祉活動を効果的・効率的に展開するには、地域活動の担い手となる、福祉ボランティアなどの人材発掘と確保が必要です。

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、既存の制度やサービスの利用を推進するほかに、社会的孤立や孤独、生きる上での困難・生きづらさ、貧困、要援護、虐待などの地域における複合化・複雑化した課題の解決や深刻化を防がなければなりません。「地域共生社会」の実現に向け、既存の相談支援等の取り組みをいかしつつ、地域住民の抱える課題を解決するための包括的な支援体制を整備していくことがもとめられています。

② 瑞穂町のめざす姿

地域でのゆるやかな見守り、ささえ合いがあって、困ったときに相談や必要な支援を受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
近所との付き合いをほとんどしていない人の割合	22.1%	15.1%
町内で福祉ボランティア活動や助け合い活動をしている人の割合	4.0%	5.0%

③ 施策

重点

1) 地域福祉の推進

民生委員・児童委員、保護司、更生保護女性会、町内会・自治会、社会福祉協議会、福祉関係事業者、ボランティア団体、NPOなど、多様な団体との連携を強化するとともに、地域福祉の担い手の発掘と育成につとめ、地域福祉活動を支援します。

また、既存の相談支援等の取り組みをいかしつつ、誰ひとりとり残さない包括的な支援体制の構築に向けて検討していきます。

認知症や障がいなどにより意思表示能力の低下した高齢者や障がい者が、地域で自立したその人らしい生活を送ることができるよう、相談業務の充実をはかります。

【主要な取組】

- 既存の相談支援等の取り組みを活用した、包括的な支援体制の検討
- 権利擁護センターみずほを核とした高齢者や障がい者などの自立支援
- 地域における多世代交流事業の推進

重点

2) 生活困窮世帯への支援

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所などの関係機関との連携を強化し、相談体制や課題解決に向けた支援体制の充実をはかります。

【主要な取組】

- 生活困窮世帯に対する相談業務の充実

④ 主な関連計画

- 地域保健福祉計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	
3) つながる地域づくり	地域で困っている人に寄り添い、困りごとの解決に向けて取り組む仕組みを形成します。
4) 危機に備える	

基本目標 1：誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

（施策分野 5） 障がい者福祉

① 現況と課題

地域共生社会を実現するためには、障がいのある人もない人も、地域に住む全ての人がともにつながり、社会の構成員としてささえ合うことが重要です。令和 6 年度には、地域における障がい者（児）の相談支援の中核的な機関として基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実をはかりました。

障がい者福祉を充実させるためには、住民の障がいに対する理解を深めるとともに、障がいのある人やその家族のニーズに対応した自立、社会参加に向けた支援を充実させていく必要があります。また、障がいがある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題など、障がいのある人の取り巻く状況も変化し、多様なニーズに対するきめ細やかな対応が一層もとめられています。

障がいのある人や障がい者団体、関係機関、行政などの連携・協働を緊密にしていくためには、体制や仕組みの整備、障がい者福祉に携わる人材の育成が必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送り、障がいのない人と同じ社会の一員として、多種多様な社会参加が行われています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
一般相談支援事業所実利用件数	818 件	1,170 件

③ 施策

重点

1) ふれあい、ささえ合いの地域づくり

障がいのある人もない人も、互いに人格や個性を尊重しあいながら共生する社会をめざすため、障がいのある人が地域で様々な活動に参加し、地域の方々とふれあい、より身近な地域で必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられるよう、障害福祉サービス及び障害者福祉施設の利便性向上につとめます。

【主要な取組】

- 障がいのある人の社会参加の促進支援
- 障害福祉サービスに関する情報提供の充実
- 障がい者福祉施設の利便性向上

2) 障がい者福祉を推進するための体制づくり

障がいのある人のニーズに対応できる質の高い専門家の育成や、地域での福祉活動の担い手の育成及び担い手による活動支援を行います。

関係機関と連携しながら障がいのある人が、自立したその人らしい生活を送るために、身近に相談できる体制のさらなる充実をはかり、権利擁護センターみずほや基幹相談支援センターと協働で支援を行います。

【主要な取組】

- 権利擁護センターみずほや基幹相談支援センターを核とした身近な相談体制の充実
- ボランティアセンターみずほと連携した地域福祉の担い手の育成

3) 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

判断能力が十分でない障がい者が、地域で安心して生活するための支援や、地域防災計画に基づいた災害時の避難体制の充実など、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

また、障がいのある人がニーズや障害特性に合った就労ができるよう、障害者就労支援センターをはじめ、ハローワークとの連携や、就労情報や職業訓練の場の提供などにより、自立や生活安定に向けた支援を推進するとともに、福祉と雇用の連携による就労支援の体制強化につとめます。

【主要な取組】

- 成年後見制度の周知
- 公共施設におけるユニバーサルデザインのさらなる推進
- 避難行動要支援者名簿の作成と災害時における安全確保体制の整備
- 障害者就労支援センター及び就労支援事業所と連携した就労支援

④ 主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- 地域防災計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	
3) つながる地域づくり	障害福祉サービスの利用や関係機関との連携、地域との協働によって、障がいのある人がその人らしい生活を送れるよう体制づくりにつとめます。
4) 危機に備える	

基本目標 1：誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

（施策分野 6） 高齢者福祉

① 現況と課題

瑞穂町の高齢化率は、令和 7 年 4 月現在、30.2%です。核家族化が進行した現在、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加は、地域住民や企業などを巻き込んだ介護・生活支援や ICT 機器の活用
の必要性がより鮮明になっています。

国においては、人生 100 年時代の到来を見据え、全ての世代が生涯にわたって活躍できる社会の実現に向けた施策を推進しています。一人ひとりが、その個性や能力を最大限に伸ばし、自らの希望や意思に基づいて、人生を選択していけることが重要とされています。

瑞穂町では、高齢者支援センターを 2 か所設置し、高齢者が健康的な生活を継続するため、地域包括ケアシステムのさらなる推進をめざしています。高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活のさらなる支援が必要です。

また、地域のボランティア組織で運営する「寄り合いハウスいこい」では高齢者だけではなく、貴重な地域住民の「居場所」となっています。さらに、住民主体の通いの場、ボランティアによる地区ごとのサロンや、多世代交流センター「M^ミI^ズZ^カC^ルU^ルL」での各種教室や高齢者の自主活動が行われています。今後も、高齢者の生きがいとなる活動や地域社会とのつながり、就業や社会活動への参加を支援することがもとめられるとともに、地域共生社会の実現に向け高齢者をささえる環境づくりが重要です。

② 瑞穂町のめざす姿

誰もがその有する能力に応じ、自分らしい生活を送るとともに、住み慣れた地域で生活を継続し、必要に応じた包括的なサービスが行き届いています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
要介護認定率の伸び率 (65歳以上)	3.52%増	6.71%増→ 3.30%増※
通いの場の数	23 か所	60 か所

※ 介護予防施策を実施しない場合の令和12年度の伸び率推計値は6.71%増、それを3.30%増の伸び率に抑え、緩やかにする目標値

③ 施策

重点

1) 高齢者の生きがいづくり

高齢者がいきいきと暮らせるよう、地域貢献活動を支援すると同時に、地域活動の担い手育成を社会福祉協議会との協働ですすめます。

また、高齢者自身が自主的に生きがい活動を行い、交流ができるよう環境づくりにつとめ、介護予防の促進につなげます。

子どもたち、若者、子育て世代など幅広い世代が高齢者とともに交流・活動する居場所づくりに取り組みます。

【主要な取組】

- 介護予防リーダー養成
- 通いの場の体制整備
- 「寄り合いハウスいこい」・多世代交流センター「^ミ^ズ^カ^ル M I Z C U L」の運営

2) 就労支援と社会参加の促進

高齢者の知識と経験をいかした地域のリーダーとして活躍できる人材を育成するとともに、ハローワークや町内の事業所、シルバー人材センターなどと連携し、働くことの喜びが感じとれる社会形成につとめます。

【主要な取組】

- シルバー人材センターの機能強化支援
- 生活支援ヘルパー養成研修などの開催

3) 高齢期でも安心して生活できる地域づくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、健康的な生活を継続できるよう、地域での高齢者の見守り、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の分野におけるサービスを包括的に提供する地域包括ケアシステムを推進します。また、地域防災計画に基づいた災害時における避難体制の充実など、高齢者が安心して生活できるまちづくりをすすめます。

認知症の早期発見・早期対応を促進し、必要に応じた医療・介護との連携など、認知症のある高齢者に対する施策を推進するとともに、住民に対して、認知症についての理解を広めていきます。

【主要な取組】

- 高齢者見守り事業の推進
- 認知症に関する正しい知識の普及・啓発、早期受診の促進
- 高齢者支援センターを核とした、包括的なサービス提供体制の強化
- 介護サービス提供事業者の誘致
- 避難行動要支援者名簿の作成と災害時における安否確認などの支援
- 広域での在宅医療・介護連携の推進

④ 主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	
3) つながる地域づくり	通いの場が充実し、高齢者の地域貢献活動を支援するとともに、地域でささえ合えるまちづくりにつとめます。また、地域のリーダーとして元気な高齢者が活躍できるよう、支援につとめます。
4) 危機に備える	

基本目標 2

子どもたちがのびのびと育つまち

基本目標 2：子どもたちがのびのびと育つまち

（施策分野 1） 子育てしやすい環境

① 現況と課題

令和 5 年 4 月にこども基本法が施行され、国が推進する「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みがもとめられています。瑞穂町では、子ども・子育て支援事業計画に加え、母子保健や子どもの貧困対策、若者支援などに関する計画を一体とした「子ども計画」を策定しました。

令和 6 年 10 月には、児童福祉法などの改正により、瑞穂町は、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行う「子ども家庭センター」を設置し、児童福祉と母子保健の両機能を一体化させた相談支援を行うための機能の充実をはかりました。

妊娠中・出産後に、子育てに不安を感じる人が多くなる傾向があり、ひとりで悩んでいる方も多いのが現状です。ゆりかごステーション（子育て世代包括支援センター）を内包する子ども家庭センターでは、支援を要する子ども・妊産婦などへのサポートプランの作成、関係団体や民間団体との連携など、支援体制をさらに強化する必要があります。

② 瑞穂町のめざす姿

全ての子育て家庭や妊産婦が、未来にわたって安心して子育てができるまちとなっています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
この地域で、今後も子育てをしていきたいと回答した人の割合の平均値	94.5%	95.6%

③ 施策

重点 創生

1) 切れ目のない妊産婦・子ども・家庭への支援の推進

妊産婦、18歳未満の子どもと家庭を支援するため、交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、講習などの充実をはかります。

【主要な取組】

- 子ども家庭支援センター事業の継続
- 子育て世代包括支援センター事業の継続
- 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）と妊婦支援給付金など（経済的支援）の一体的な実施
- ファミリー・サポート・センター活動の継続
- 相談員の専門性の強化と相談内容に応じた適切な指導・援助
- 子育て関連事業及び子育て情報の発信強化

創生

2) 子どもと親の居場所づくり

児童館や子ども家庭支援センターなどで、子どもと親の居場所としての環境づくりを推進します。また、児童館及び保育園・認定こども園の園庭開放などの「子育てひろば」活動を充実し、親子交流事業などの充実をはかります。

【主要な取組】

- 児童館事業の充実
- 移動児童館事業の拡充
- 「子育てひろば」活動の充実
- 親子交流事業の充実

④ 主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 子ども計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	
3) つながる地域づくり	子育て施策を充実させ、子育て家庭が孤立することなく、安心して子育てができるよう、地域全体でささえられる環境を整え、支援充実につとめます。
4) 危機に備える	

基本目標 2：子どもたちがのびのびと育つまち

（施策分野 2） 保育・幼児教育の充実

① 現況と課題

瑞穂町では、公立・私立保育園 9 園、認定こども園 1 園、小規模保育事業所 1 園、幼稚園 1 園（令和 8 年度に認定こども園化予定）、学童保育クラブ 6 か所があります。瑞穂町では多様化する保育サービスに対応するため、民間活力を活用するとともに、町全体の保育サービスの拡充につとめてきました。社会構造の変容から、母親の潜在的な就労意欲は高く、共働き世帯増加の傾向は続く想定され、引き続き待機児童ゼロの継続に取り組むことがもとめられています。

近年、保育と幼児教育の境目がなくなりつつあり、両者をふまえて質の高い幼児教育をもとめるニーズが強まっています。さらに、子育て家庭の保育サービスのニーズに対応する柔軟なサービス提供が必要です。

また、令和 7 年度に第五小学童保育クラブを多世代交流センター「MIZUKA」内に移転し、東京都認証学童保育クラブとして認証されました。多様化する利用者ニーズに対応可能な質の高い保育サービス提供がもとめられています。

② 瑞穂町のめざす姿

子育てに関する相談しやすい環境が整備され、「幼児期」の保育・教育サービスが充実している結果、安心して子育てができ、笑顔で過ごしています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
保育園待機児童数	0人 (令和6年4月現在)	0人
学童保育待機児童数	1人 (令和6年4月現在)	0人

③ 施策

創生

1) 待機児童対策の継続

引き続き待機児童ゼロを継続するあらゆる施策を展開し、良質な保育サービスをめざします。また、保護者のニーズに対応するため、認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育事業継続を支援します。

【主要な取組】

- 民間保育所に対する様々な支援
- 認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育事業継続支援

創生

2) 保育・幼児教育の質の向上

延長保育や乳児等通園支援制度（誰でも通園制度）など、多様化する保育サービスに柔軟に対応するとともに、保育士の知識・技術の向上を支援します。さらに、保育環境の充実をはかります。

【主要な取組】

- 保育についての知識や技術の向上のため、保育士などを対象とした各種研修の実施
- 延長保育の充実及び乳児等通園支援制度（誰でも通園制度）の充実
- 施設の改築などによる保育環境整備

創生

3) 学童保育クラブの充実

多様化する利用者ニーズに対応するため、様々な児童の受入体制を整備するとともに、支援員などの知識や技術の向上を支援します。

【主要な取組】

- 学童保育クラブ事業の充実
- 支援員などの知識や技術の向上
- 延長保育、期間限定保育の充実
- 第二小学童保育クラブの整備による学童保育環境の向上及び待機児童の解消
- 施設の増改築などによる学童保育環境整備

④ 主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 子ども計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	保育の質を高めるとともに、充実した保育・幼児教育事業を推進します。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	
3) つながる地域づくり	
4) 危機に備える	感染症などの発生・拡大時に備え、環境の充実、対応につとめます。

基本目標 2：子どもたちがのびのびと育つまち

（施策分野 3） 支援が必要な子どもと家庭への支援

① 現況と課題

ひとり親家庭、障がい児、児童虐待など、支援が必要な子どもや家庭が年々増加している現状であり、その対応にはきめ細やかな取り組みと適切な支援体制が必要です。

ひとり親家庭の自立が一層促進されるよう、子育てや生活支援、就労支援、経済的支援など、関係機関との連携の強化により、総合的な支援がもとめられています。また、貧困対策は町だけではなく、社会全体で取り組む課題であり、地域や企業の協力が不可欠です。

障がい等のある子どもへの支援については、地域における療育の場は増えつつありますが、専門的な療育を行えるように、保健・医療に加え、児童福祉や学校保健が連携して支援することが必要です。

児童虐待の早期発見や適切な支援をはかるためには、関係機関が児童などに関する情報や支援方針を共有し、適切な連携のもとで対応していく体制の強化がもとめられています。令和 6 年 10 月に設置された子ども家庭センターを中心に関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見と早急な対応をはかることが必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

支援が必要な子どもと家庭が、きめ細やかな支援を受けられる環境が整っています。

③ 施策

重点

1) 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困問題は社会全体で取り組むべき課題であり、地域や企業などの協力も不可欠です。瑞穂町に住む全ての子どもたちがすこやかに成長し、安心して生活できる環境を整えるため、関係機関と連携して事業の充実をはかります。

【主要な取組】

- 関係機関との連携による、教育、生活、就労、経済的な支援

重点

2) ひとり親家庭等の福祉の充実

全てのひとり親家庭等の自立が一層促進されるよう、子育てや生活支援、就労支援、経済的支援など、関係機関との連携を強化し、総合的な支援を推進します。さらに、西多摩福祉事務所や社会福祉協議会など、関係機関と連携し支援の充実につとめます。

【主要な取組】

- ひとり親家庭等への支援充実

3) 障がい等のある子どもへの支援

病気や発達の遅れ、障がいのある子どもに対し必要な支援を行います。健診時などにおける発達障害の疑いのある子どもを早期に発見し、関係機関との連携により必要な支援を行います。

【主要な取組】

- 障がいのある子どもに対する支援充実
- 特別支援教育の推進
- 乳幼児健診などでの発達障がい児の早期発見・早期対応

4) 児童虐待の防止

地域からの情報が重要であり、虐待による重篤な事件を発生させないため、早期発見につとめるとともに、要保護児童対策地域協議会と連携し未然防止をはかります。

【主要な取組】

- 関係機関との連携強化による児童虐待の早期発見と早急な対応
- 保護者交流事業などの充実
- 要保護児童対策地域協議会と関係機関の連携による、様々な困難事例に対する適切な支援

④ 主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 子ども計画
- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- 教育基本計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	
3) つながる地域づくり	子育て中の家庭に対し、手当の支給や医療費助成などにより経済的負担を軽減するとともに、家庭、学校、そして地域全体で子どもに対する支援などを行います。
4) 危機に備える	

基本目標 2：子どもたちがのびのびと育つまち

（施策分野 4） 人権教育

① 現況と課題

自らを尊重し他人をも尊重する人権教育の取り組みは、差別、虐待、いじめなどの解消に向けて一層重要となっています。学校教育では、人間尊重の理念を正しく理解するとともに、学校・家庭・地域社会との緊密な連携の基に、社会に貢献する精神と郷土を愛する心、国際感覚を備えた人間性豊かに成長することをめざす教育を推進する必要があります。そのために、人権教育及び心の教育を充実させるとともに権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進することが重要です。

② 瑞穂町のめざす姿

互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識が育っています。

③ 施策

重点 創生

1) 豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む

人権尊重の理念を広く深く定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすための人権教育を推進するとともに、いのちを大切にする心や自他ともに思いやる心、規範意識を育む道德教育を行います。

また、インターネットやSNSなどの利用により、いじめなどのトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、児童・生徒と保護者がともに情報モラルについて学ぶ機会を設定するなど、児童・生徒の発達段階に応じ指導を行います。いじめは人権侵害であり、どの学校でも、どの児童・生徒にも起こる可能性があるとの認識のもと、学校の教育活動全体を通じて指導の徹底をはかります。

【主要な取組】

- 人権教育の推進
- 道德教育の充実
- 情報モラルの教育の推進
- 「いじめ」に対する指導の徹底と子どもに寄り添った丁寧な対応
- SOSの出し方（自殺防止）に関する教育の推進
- 適切な性教育の実施及び人権教育を基盤にした生活指導の推進

重点

2) 社会の持続的な発展をけん引する力とグローバルに活躍する人材を育成

瑞穂町の自然、文化、伝統、歴史、地域産業を知り、町を愛し、町の良さを誇りに持ち、理想とする町の未来を切り開いていける力を養うとともに、日本や国際社会に貢献できる児童・生徒を育成します。

さらに、児童・生徒がグローバル社会でたくましく生き抜けるよう、英語力を身に付け、積極的にコミュニケーションをはかる姿勢や自らの考えを論理的に説明することができる能力などを育成します。

【主要な取組】

- ふるさと学習「みずほ学」とSDGsの視点に立った主権者教育の推進
- 英語教育、国際交流の推進
- 日本の伝統・文化理解教育の推進
- 情報教育の推進

④ 主な関連計画

- 教育基本計画
- 子ども計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	子どもたちが夢や希望をもって自立的に未来を切り開いていくために、町の自然や文化・伝統、歴史、現在を知り、ふるさと瑞穂を愛するとともに、理想とする町の未来を切り開いていける力を養うなかで、日本や国際社会に貢献できる児童・生徒を育成していきます。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	
3) つながる地域づくり	ふるさと学習「みずほ学」による地域産業の特徴を伝えるため、町内企業との交流につとめます。
4) 危機に備える	

基本目標 2：子どもたちがのびのびと育つまち

(施策分野 5) 学力向上

① 現況と課題

今後も質の高い授業を通して児童・生徒の学力を高め、家庭学習にも主体的に取り組み、将来に向かって自立・協働・創造できるよう全力をあげて取り組んでいく必要があります。

持続可能な社会の創り手を育成するため、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行うことがもとめられています。生涯の人格形成の基礎となる資質・能力や学習意欲を培うよう、児童・生徒を主体として、他者との協働や課題解決型学習などを通じ、自ら考え深める体験を重視します。

また、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの多様なウェルビーイング(W e l l - b e i n g)の実現のためには、誰一人とり残さず、全ての人の可能性を引き出す学びを、日常の教育活動に取り入れる必要があります。互いの多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやる教育環境を個々の状況に寄り添って整えることで、児童・生徒が夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育むことがもとめられます。

② 瑞穂町のめざす姿

確かな学力の向上と、社会の変化に対応できる思考力、判断力、表現力が育成され、子どもたちの個性と創造力が豊かになっています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
平日の授業以外の勉強時間 (家庭学習などの時間)が1 時間以上である小学校6年 生の割合	39.5%	67.0%
平日の授業以外の勉強時間 (家庭学習などの時間)が1 時間以上である中学校3年 生の割合	51.7%	70.0%

③ 施策

重点 創生

1) 全ての児童・生徒に確かな学力を育む

学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力を含む新しい時代にもとめられる資質・能力の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善、カリキュラムマネジメントの確立を促進します。

【主要な取組】

- 学校内外の生活や学習の基盤をつくる教育の推進
- 生きてはたらく基礎的な知識及び技能の習得をはかる教育の推進
- 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力などの育成をはかる教育の推進
- 読書活動の推進
- 地域学校協働本部の運営による放課後学習などの実施

重点

2) すこやかな体を育て、健康的に生活する力を育む

体力や技能の程度、性別や障がいの有無にかかわらず共に学ぶ体育活動や交流活動を通じて、児童・生徒がより運動に親しみ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成をはかります。

児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるよう、学習指導要領に基づき、小・中学校における各教科などを通じた食育を推進します。その際、学校給食を活用した実践的な指導を行うなど、食育の充実をはかります。

【主要な取組】

- 体力向上と健康教育の推進
- 部活動指導（指導員の派遣など）への支援
- 食育と食物アレルギー対策の推進

3) 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む

障がいのある児童・生徒に、切れ目なく、障がいの特性（知的障がい・情緒障がいなど）に合わせた継続性のあるきめ細やかな指導・支援を行い、児童・生徒が、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を醸成します。また、長期化する不登校児童・生徒に対して、在籍教室外でも学習の支援が受けられるなどのシステムの充実とその実践を行います。

【主要な取組】

- キャリア教育の推進
- 特別支援教育の推進
- 不登校対策の推進
- 「みずほあったか先生」の推進

④ 主な関連計画

- 教育基本計画
- 子ども計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	地域学校協働活動を充実させ、地域全体で児童・生徒を育む学校づくりにつとめます。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	
3) つながる地域づくり	地域住民や保護者の参画により地域全体で児童・生徒を成長させる体制を構築し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働活動の一体的な取り組みを推進します。
4) 危機に備える	

基本目標 2：子どもたちがのびのびと育つまち

（施策分野 6） 学校教育

① 現況と課題

瑞穂町の学校施設は、校舎の空調・冷暖房設備、給水管などの改修、施設の耐震化、小学校 35 人学級への移行のための教室改修、G I G A スクール構想による学習用タブレット及び通信環境の整備、芝生化した校庭の維持管理の支援などを実施してきました。

また、夏季の熱中症対策、学習環境の向上や災害時の避難所機能の維持・向上を目的に、令和 6 年度から小・中学校の体育館への空調設備設置事業を開始し、令和 9 年度には全校に設置完了の予定です。

今後も、安全・安心の確保や中学校の 35 人学級に対応するとともに、新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備をすすめる必要があります。

近年様々な場面でグローバル化、デジタル化がはかられています。教育現場も例外ではなく、多くの教育機関でインターネットの活用や P C ・タブレットといった携帯情報端末を取り入れた教育システムが主流となりつつあります。児童・生徒の支援ツールとして引き続き I C T 化を推進し、関係機器・施設の充実が必要です。

学校での安全教育は、日常生活のなかに潜む様々な危険を予測し、自己や身近な他者の安全に配慮した行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善・回避することができるようにするなど、基礎的な資質・能力を全ての児童・生徒に育成することが不可欠です。

学校と地域の連携については、児童・生徒の健全育成、安全の見守り、学校行事への参加、ふるさと学習「みずほ学」における専門的な指導、地域学校協働本部「放課後学習・学びのテーマパーク」の運営などに取り組んできました。今後も育成したい子どもの姿を学校と地域が共有し、保護者会、P T A 活動などを通じて、教育課題、学校の教育目標、校長の学校経営計画の理解・共有をはかり、開かれた学校づくりがもとめられます。

昨今の物価及び教育費の高騰に伴う子育て世帯が抱える不安を解消するとともに、子どもたちの健全な成長を支えるため、学校給食費の無償化がもとめられています。そのようななか、令和6年度から町立小・中学校に就学する児童・生徒の学校給食費の無償化、さらに町在住の児童・生徒の公平性を期すために町独自の施策として私立の小・中学校に通う児童・生徒やアレルギーにより学校給食を喫食できない児童・生徒などの学校給食費等の支援も同時にすすめてきました。

学校給食費の無償化は、子育てにおける格差をなくすために国として一律に取り組むべき施策であることから、国による支援の実施を求めていくことが必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

教育現場のＩＣＴ環境が整備されるとともに、新しい時代の教育の実現に向けた学校と地域の連携・協働が行われています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
小学校スクールガードリーダーの委嘱校数	3校	5校（全小学校）

③ 施策

重点

1) 安全で質の高い教育をささえる環境の整備と安全に生活する力を育む

学校の施設・設備を定期的に点検し安全をはかるとともに、計画的に学校体育館の空調設備設置を含め学校施設の維持・整備の促進につとめます。また、学校におけるＩＣＴ機器の整備・更新を順次すすめていきます。さらに学校での安全教育の充実をはかるとともに、通学路の安全対策の強化をはじめ、学校、家庭、地域、関係機関などの連携・協働による学校安全の取り組みの推進につとめます。

子育て世帯の経済的負担を軽減するために、町立小・中学校に通う児童・生徒の学校給食費の無償化を継続します。実施にあたっては東京都の支援事業を活用しながら保護者の経済的負担を緩和します。

また、公平性を期すために町独自の施策として私立の小・中学校に通う児童・生徒やアレルギーにより学校給食を喫食できない児童・生徒などの学校給食費についても同等の支援をしていきます。

政府方針では、令和8年度から小学校の学校給食費無償化が示されていますが、中学校の無償化と財源として地方交付税措置としないよう強く訴えていきます。

【主要な取組】

- ICT環境の維持・整備の推進
- 安全教育の推進と通学路などの安全の確保
- 就学・進学に関する援助の推進
- GIGAスクール構想の推進
- 快適かつ安全・安心な学校施設の維持・整備の推進
- 今後の町立小・中学校の適正規模の研究
- 学校給食費無償化等の推進及び国による支援の要請

2) みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成

児童・生徒一人ひとりの状況に応じた指導ができるよう、多様な専門性を有する質の高い「チーム学校」づくりを推進するとともに、教員のワーク・ライフ・バランスの変化をふまえた育成と安定的な確保をはかります。また、慣習にとらわれず、学校・教員が担う業務の適正化などに取り組み、教員の働き方改革を推進します。

【主要な取組】

- 教員の安定的な確保
- 教員の職務を支援する施策の展開

3) 学校・家庭・地域が連携・協働する教育活動の推進

学校・家庭・地域が連携、協働することにより、地域社会との様々なかかわりを通じて、児童・生徒が安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で児童・生徒を育む学校づくりを推進します。

【主要な取組】

- 地域学校協働活動による学習や安全対策など、学校支援の推進
- 保護者の教育参加の推進と家庭教育を担う保護者などへの支援

④ 主な関連計画

- 教育基本計画
- I C T教育施設整備計画
- 公共施設等総合管理計画
- 町立学校における働き方改革推進プラン
- 学校施設長寿命化計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	地域学校協働活動により、地域全体で児童・生徒を育む学校づくりをすすめていきます。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	
3) つながる地域づくり	地域学校協働活動により、地域全体で児童・生徒の成長をささえます。
4) 危機に備える	大規模災害時に備え、避難所機能を発揮できるよう、施設の維持管理・改修につとめます。

基本目標 2：子どもたちがのびのびと育つまち

（施策分野 7） 青少年の健全育成

① 現況と課題

青少年教育には、家庭・学校以外のコミュニティを用意・創出し、ありのままの自分を受け止めてくれる場（居場所）をつくることや、家庭を含めた親や教員などの大人から与えられた役割をこなすことではなく、青少年たちが社会を構成する人々の間でつながりや、関係性を豊かに構築できる空間、時間を確保することがもとめられています。そのなかで、自分で役割を見つけ、自分の意志で行動できる力を身に付けることが期待され、青少年の育成には、「自己形成空間」を提供することがもとめられています。

瑞穂町では、青少年が活躍できる多くの機会を提供するため、青少年問題協議会、地区青少年協議会、青少年委員会など多くの団体と協働による育成活動を推進しています。また、青少年育成団体や青少年自身が地域活動の企画・運営に参画する経験は、青少年の健全育成活動への関心、意欲を高めることにつながります。そのために青少年育成団体や指導者・リーダー育成への支援や効果的な事業プログラムを構築・実践することが必要です。

青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備の一層の促進をはかるため、総務省が調査した「我が国における青少年のインターネット利用に係る調査」結果では、インターネットの利用において、「トラブルに遭遇したことはない」という青少年の回答は52.4%であり「答えたくない」と回答した1.6%を考慮しても、46.0%の人が何らかのトラブルに遭遇したことがあると答えています。SNSなどを通じ、犯罪、誘拐、いじめなどに青少年が巻き込まれている現状もふまえ、青少年を有害情報から守るための取り組み、規範意識の醸成、意識啓発活動が必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

行政、学校、家庭、地域社会が協働して、青少年健全育成活動や体験活動が充実し、青少年が心身ともにすこやかに育っています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
青少年委員会活動参加者数	741人	815人

③ 施策

1) 青少年の意欲を高める事業の推進

青少年が主体性をもって地域や社会にかかわり参加する場を提供し、これからの社会を創造する青少年の豊かな人間性、社会性を育みます。

【主要な取組】

- こどもフェスティバルなどの事業機会の提供
- ジュニアリーダー養成講座などの体験活動機会の提供
- 青少年育成団体などへの活動支援
- 様々な公共施設を活用した活動環境の充実及び居場所づくり

2) 地域と一体となった地域社会づくりの推進

学校、保育園、認定こども園などにおける安全対策はもとより、住民の積極的な地域活動への参加、関係機関の協力により、非行や事件・事故の防止につとめます。

【主要な取組】

- 学校などの安全対策
- 非行と事故防止活動
- 犯罪からの保護
- 関係機関と協力した青少年の相談・支援事業の充実

④ 主な関連計画

- 教育基本計画
- 子ども計画
- 生涯学習推進計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	学校、青少年委員会、地区青少年協議会など関係団体と連携し、様々な交流ができる事業を創出、支援を行います。
3) つながる地域づくり	家庭・地域・学校などに所属する様々な人々や各団体と、所属の枠を超えての交流をすすめ、地域でのつながりをより強く結び付けます。
4) 危機に備える	非行や事件・事故に巻き込まれないよう、関係機関などと連携し、見守り活動などにつとめます。

基本目標 3

豊かなこころを育むまち

基本目標 3：豊かなこころを育むまち

（施策分野 1） 生涯学習

① 現況と課題

これまで生涯学習に取り込む様々なグループ、団体の形成があり、主体的かつ継続的な学習活動が展開され、生涯学習推進団体の登録数は増加していますが、団体への出前講座や人材リストについては利用が少ない状況です。

生涯学習推進団体は自主的な学習活動を支援する目的がありますが、登録団体数も増えたなかで、利用できる施設数には限りもあるため、改めて、各団体の利用方法、事業や受益者負担のあり方について見直しなどを検討する必要があります。

出前講座や人材リストの活用については、昨今のスマートフォンの普及や行動様式の変化に伴い、今後のあり方について研究していく必要があります。

瑞穂町図書館では、おはなしの会や図書館講座の開催、郷土資料館「けやき館」と連携した地域資料のデジタル化、西多摩地域の広域利用や武蔵村山市との相互利用を推進してきました。また、「本や人とゆるやかにつながり、自分の居場所と感じられる図書館」をメインコンセプトに図書館改修を実施し、誰もが居心地よく過ごせる図書館として生まれ変わり、従来の貸出中心の利用だけでなく、滞在型の利用者が増加している状況です。生涯学習をささえる図書館では、基本的な機能である図書資料の収集・保管・貸出だけにとどまらず、読書活動の推進や、デジタル資料に代表される多様化した情報資源の提供、居場所としての機能など、様々な役割がもとめられています。

多様化がすすむ社会情勢のなか、住民の学習機会を提供するとともに、郷土愛を育む文化や、多世代交流の推進がもとめられます。

② 瑞穂町のめざす姿

誰もが、いつでも、どこでも、気軽に学習できる環境が身近にあり、住民との協働でつくりあげた多様な学習機会を通じ、世代・地域を超えた様々な交流が生まれています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
図書館（図書室）来館者数	82,751 人	85,000 人以上
生涯学習推進団体数	187 団体	200 団体
住民提案型協働事業実施団体数	8 団体	10 団体

③ 施策

1) 生涯学習の推進

生涯学習推進計画の施策を推進するとともに、全ての住民やグループが生涯にわたって学べるよう多様な講座や教室を協働によって実施します。

【主要な取組】

- 自主的活動、学習活動を行うグループへの支援
- スカイホール、生涯学習センターの運営・管理の見直し
- こどもフェスティバル、総合文化祭、二十歳を祝う会、住民提案型協働事業の実施

2) 図書館活動の充実

地域の情報拠点として住民の学習活動や社会参加を支援するため、幅広い分野の図書館資料を収集し、調査相談・情報提供のさらなる充実につとめます。また、住民との協働でおはなしの会などの読書活動を推進し、自分の居場所と感じられる交流の場を創出するとともに、住民に親しまれる図書館をめざします。

【主要な取組】

- 図書館資料の充実
- 学校図書室との連携
- 西多摩地域広域利用をはじめとした貸出体制の充実
- 町内の公共施設などと連携した、住民が身近に感じられる図書館運営の推進
- 住民やボランティアなどの団体との協働による読書活動の実施
- 図書館施設の運営・充実

④ 主な関連計画

- 生涯学習推進計画
- 子ども読書活動推進計画
- コミュニティ振興計画
- 子ども計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	地域資料を充実し、町の魅力を発信します。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	学校プログラム、地域の自主団体などとの連携による多様な学習機会を通じ、住民の生活を豊かにしていきます。
3) つながる地域づくり	図書館を「本」や「人」を通して様々なつながりを育む場として、また、誰もが「自分の居場所」と感じられる場所として活用します。 主体的に構成されたグループや団体について、互いに連携し活動することによってつながりを広く強固なものにしていきます。
4) 危機に備える	自主活動及び学習活動の場を広げるとともに、住民同士のつながりを深め、危機に対応します。

基本目標３：豊かなところを育むまち

（施策分野２） 文化・芸術

① 現況と課題

瑞穂町の主要な文化活動の場であるスカイホールは、住民の文化活動や学習成果の発表の場として、総合文化祭をはじめとする多くの文化事業に活用されています。文化・芸術の空間を提供する耕心館は、ジュニアピアノコンテストなどの発表会やサロンコンサートなどが行われているとともに、耕心館の代表的な事業となった瑞穂のつるし飾りは、町外からも多くの方が訪れています。

また、町の歴史を次世代に伝えていくほか、自然や文化の拠点となる施設として整備された郷土資料館「けやき館」では、町の貴重な文化財などの保存・展示を行うとともに様々な事業を実施しています。

文化・芸術の振興のためには、優れた文化・芸術に触れる機会の提供や、町外からの町内施設への利用者及び来館者を増やすと同時に、文化団体などの自主的な運営による自発的な活動が必要です。また、スカイホールについては、施設の老朽化がすすんでいる現状をふまえ、適切な維持管理につとめるとともに、利活用も含め今後のあり方について検討が必要です。

文化財などの保存・継承や、歴史・自然・文化などのふるさとの良さを伝えることで、小・中学生のふるさとに対する愛着、関心を向上させ、後世に引き継ぐことが重要です。

② 瑞穂町のめざす姿

スカイホール、耕心館、郷土資料館「けやき館」をはじめ、多様なプログラムの展開により、誰もが身近に自分の興味に合った質の高い文化・芸術・歴史に親しむ環境が整っています。また、施設の更新に対して時代に合ったあり方を検討します。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
スカイホール利用者数	42,294 人	45,000 人
郷土資料館「けやき館」来館者数	33,284 人 (8,860 人) ※	40,000 人 (13,800 人) ※

※ () は新規来館者数

③ 施策

創生

1) 文化・芸術の振興

優れた文化・芸術に親しむ機会の提供や、文化団体などの自立支援を行います。また、スカイホールを拠点とした各種文化事業の展開、さらに耕心館と郷土資料館「けやき館」が一体となって、音楽や演劇などの文化活動を発表する場を創出し、関連事業の充実もはかります。

【主要な取組】

- 町内を拠点とする文化団体などへの活動支援
- スカイホールを拠点とした事業の展開及び民間活力の導入も含めた今後の施設運営の検討
- 耕心館と郷土資料館「けやき館」が一体となった事業の充実

2) 文化財保護・郷土資料の保管整理

郷土資料館「けやき館」では、文化財などの保存・継承や、歴史・自然・文化などのふるさとの良さを伝えるため、ふるさと学習「みずほ学」との連携を強化します。また、小・中学生の歴史・文化などへの関心、知識を向上させるとともに、貴重な郷土資料などを収集し保管、収蔵及び活用につとめます。

【主要な取組】

- 瑞穂町の歴史や文化に関する有形・無形資源などの保存と活用
- 文化財保護活動の普及・啓発
- 伝統芸能の後継者の育成
- ふるさと学習「みずほ学」との連携を強化
- 自然保護活動の普及啓発
- ふるさとづくり推進事業の継続

④ 主な関連計画

- 生涯学習推進計画
- 公共施設等総合管理計画
- 公共施設個別施設計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	スカイホール、耕心館、郷土資料館「けやき館」など、それぞれの施設の持つ魅力をいかした多様なプログラムの展開により、施設とプログラムが一体となった芸術・文化空間を町外に向けても発信することにつとめます。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	耕心館、郷土資料館「けやき館」が一体となって、地域住民のボランティアなどとの協働による事業展開につとめます。
3) つながる地域づくり	文化芸術を通して、住民のつながりを広げるとともに、周辺施設などと連携した事業展開につとめます。
4) 危機に備える	歴史や伝統の継承により、危機の対応を学びます。

基本目標３：豊かなところを育むまち

（施策分野３） コミュニティ

① 現況と課題

人口減少、少子高齢化による社会構造の変化、また、新型コロナウイルス感染症拡大による対面での交流が制限されたことで、地域コミュニティの主な担い手であった地縁団体が衰退傾向にあり、新たなつながりやささえ合いの仕組みがもとめられています。

瑞穂町には現在４０の町内会・自治会があります。加入率は３２．０％（令和７年４月現在）で、この１０年間で１７．５ポイント下がっています。町内会・自治会加入世帯の高齢化は顕著な状況ですが、その高齢世帯の脱退、若い世代をはじめとした未加入世帯の増加、会員減少による役員への負担増に伴う役員のなり手不足などが要因となり、休会を選択した町内会もあります。町内会・自治会を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。

これまで、町内会・自治会への加入促進に取り組むほか、地域コミュニティ活性化のため、地域づくり補助金や職員地域情報コーディネーターの派遣などの支援を行ってきました。これらの支援をより効果的に行うため、令和４年度に協働推進課が新たに発足しました。町内会・自治会の未加入世帯に、町内会・自治会の必要性を認知してもらうことが必要です。

少子高齢化が進行するなかで、孤独の解消、社会的つながりの強化のためには、「ゆるやかなつながり」が重要性を増していくと考え、「テーマ型活動」と「地縁型活動」の連携など、包括的な地域活動組織の育成がもとめられています。さらに、町内会・自治会の活動を周知する方法として、ＳＮＳを活用した広報などデジタル技術の活用や「デマンド型」によるイベント参加方法の導入についても検討が必要です。

また、コミュニティの活動拠点からの事業として、武蔵野・元狹山・長岡コミュニティセンターでの主催事業などを開催することで、コ

コミュニティの活性化につながることが期待されています。

② 瑞穂町のめざす姿

様々な団体が地域づくりや地域コミュニティの活性化に取り組み、町内会・自治会の必要性を認識し、住民自らの自治による結束力の強い地域の姿が芽生え始めています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
これからの社会において、地域社会の活動(町内会・自治会など)に積極的に参加したいと答えた人の割合※	21.4%	22.0%
コミュニティ施設利用者数 (町民会館、地区会館、コミュニティセンター利用者数)	154,920 人	230,000 人

※住民意識調査設問より

③ 施策

重点

1) コミュニティ活動の活性化

コミュニティ活動の活性化のため、町内会・自治会をはじめとした様々な団体の支援を行います。また、地域の様々な分野で活動する団体を把握し、新たな地域コミュニティのあり方を研究するとともに、協働事業の推進につとめます。

【主要な取組】

- 町内会・自治会及び自主防災組織の支援・強化
- 協働事業の推進
- 各コミュニティ施設（町民会館、地区会館、コミュニティセンター、スポーツ広場など）における自主グループ・サークルによる主体的な学習活動の支援

重点 モノレール

2) 地域コミュニティ活動の基盤づくり

コミュニティ施設の管理運営方法などを検討するとともに、誰もが利用しやすい活動環境を提供します。また、多摩都市モノレールの開業を見据え、J R箱根ヶ崎駅西口の公有地を活用し、にぎわい創出をはかります。

【主要な取組】

- 地域との協働による各コミュニティ施設の維持管理・運営
- コミュニティセンターなどにおける主催事業をはじめ、住民の交流の場として様々な取り組みを支援
- J R箱根ヶ崎駅西口公有地の暫定的な活用

相乗効果
<u>・ 魅力的な「駅まち空間」づくりを行うことで、ヒト・モノのにぎわいが創出され、新たなコミュニティ形成が期待できます。</u>
<u>・ 中心市街地にふさわしい商業・業務機能を誘致することで、生活利便性の向上や人口の増加が期待できます。</u>

④ 主な関連計画

- コミュニティ振興計画
- 生涯学習推進計画
- 公共施設個別施設計画
- 多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想
- 多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	コミュニティ施設の柔軟な利用方法を構築し、様々な人々にとっての憩いの場を形成することにつとめます。
3) つながる地域づくり	地域の多様な人々が互いに認識・交流し合う従来型の居場所のほか、これまでにない出会いや交流のきっかけを生む、新たなコミュニティの構築をめざします。
4) 危機に備える	災害時における地域での対応方法がわかる、共助の体制づくりにつとめます。

基本目標３：豊かなこころを育むまち

（施策分野４） 平和・人権

① 現況と課題

瑞穂町ではこれまで、住民一人ひとりに対し平和の大切さを訴えるため、平和祈念碑の建立、平和を象徴するアンネのバラをはじめとした平和関連樹木の植樹、平和のパネル展の実施、平和のメッセージ及び平和の語り部事業を展開してきました。終戦から８０年が経過し、戦争を体験した先人・世代も少なくなり、戦争の記憶が風化しつつあります。また、現在も世界の至る所で国同士の紛争などが起こり、国際情勢の不安定な状態が続いています。平和に関して学ぶ機会を積極的に設け、平和意識の高揚をはかることが重要です。

人権を取り巻く環境は近年多種化し、児童虐待、様々なハラスメント、インターネットを利用した誹謗中傷など、人権を無視した許されない行為が増加しています。コロナ禍では、ごく身近なところでの差別・偏見などが社会問題となりました。多様化する人権問題の解決に向け、問題を抱える住民が必要な時に相談できる体制整備が必要です。配偶者などからの暴力や、児童、高齢者への虐待など、あらゆる暴力に関する相談についても、相談窓口の連携による早期発見と対応が必要です。

また、性別にとらわれることなく、あらゆる世代が、自らの希望に応じた生き方を選択できることが理想です。男女共同参画を推進するためには、男女の役割における固定観念を払拭し、性別などにかかわらず多様な人材が活躍する社会をめざし意識変革をはかる必要があります。

② 瑞穂町のめざす姿

平和・人権に対する意識が住民の間に浸透し、人権を尊重し合う人のつながりが形成されています。また、性別にかかわらずその個性と能力を発揮して、仕事や家庭、地域で活躍できる多様性が尊重された環境が整っています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
審議会等委員における女性比率	26.8% (令和6年4月現在)	33%

③ 施策

1) 平和行政の推進

平和展の実施、平和のメッセージ及び平和の語り部事業の継続、平和の象徴であるアンネのバラなど、平和関連樹木の維持・管理などを通し、平和の大切さを改めて考える機会を提供するなど、積極的な啓発活動を行います。

【主要な取組】

- 平和展の実施
- 平和のメッセージ及び平和の語り部事業の実施
- アンネのバラ及び平和関連樹木などの維持・管理

2) 人権の尊重

いのちや人権を無視した行為に対して迅速かつ適切な対応をするとともに、人権擁護委員と協働し、人権意識の啓発や相談事業の体制整備及び充実をはかります。また、DVや児童虐待の早期発見、適切な対応に向けた関係機関との連携を強化します。

【主要な取組】

- 人権擁護委員と連携した人権啓発活動、相談事業の充実
- DVや児童虐待などの早期発見、適切な対応に向けた関係機関との連携

創生

3) 男女共同参画社会の推進

瑞穂町令和モデルプランの基本理念「全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる地域社会を目指して」の実現に向け、あらゆる場での男女共同参画社会形成及び多様性を尊重する意識醸成に向けた個別施策をすすめます。

【主要な取組】

- 男女共同参画社会推進事業の充実
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 多様な性のあり方への理解促進

④ 主な関連計画

● 令和モデルプラン

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	アンネのバラや平和祈念樹木を適正に管理し、平和意識を醸成します。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	平和事業を通じ、平和について考えることで、その大切さを再認識できるようつとめます。
3) つながる地域づくり	困りごとが生じた際に、寄り添いささえ合いができる関係の構築及び多様な人材が活躍する社会形成をめざします。
4) 危機に備える	災害時における避難所等での要配慮者に配慮するとともに、自分と違う立場や意見を尊重する人権意識を養います。

基本目標 3：豊かなところを育むまち

（施策分野 5） 国際交流

① 現況と課題

瑞穂町は、米国カリフォルニア州モーガンヒル市と姉妹都市を締結し、平成 20 年度から継続して両市町による中学生のホームステイ体験などの交流事業を行ってきました。また、平成 28 年 6 月にはタイ王国コーンケー市と友好交流に関する覚書を交わしています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面での交流が制限され、両市との国際交流を推進することができませんでした。今後は、コロナ禍前のように、住民レベルでの国際交流活動を再開するためのきっかけを作ることがもとめられるとともに、相互理解・相互利益が生まれるよう創意工夫を凝らした取り組み・交流が必要です。

近年、外国人住民のさらなる増加や多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化など、多文化共生施策を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。外国人住民の生活支援に目を向け、行政情報の多言語化がますますもとめられ、言葉や生活習慣の違いなどから生じる課題に対応することが必要です。

令和 6 年 1 月現在、瑞穂町には 999 人の外国人の住民登録者が暮らしています（令和 2 年 3 月対比：約 1.2 倍）。全ての住民が国籍、言語、文化などの違いを超えて共生し、友好関係を構築できるよう、国際的視野をもった人材の発掘・育成がもとめられています。

海外留学奨学資金等支給制度を通じた青少年の海外留学への支援など、国際的視野に立った人材の発掘・育成を行う必要があります。

② 瑞穂町のめざす姿

姉妹都市交流事業や外国人住民などとの交流を通し、国際的な視野をもった住民が活躍しています。横田基地及び外国人住民などとの交流を通し、国際的な視野をもった住民が活躍しています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
海外留学奨学生数（累計）	14人	19人

③ 施策

1) 国際交流の推進

姉妹都市であるモーガンヒル市や友好交流に関する覚書を締結したコーンケーン市との交流を推進します。

【主要な取組】

- 姉妹都市モーガンヒル市との交流事業の推進
- タイ王国コーンケーン市との交流の研究・模索

2) 多文化共生のまちづくり

外国人住民の社会・地域参画を促進するため、外国人住民が暮らしやすい生活環境をつくりあげます。また、国際交流の中心となる人材の育成、横田基地関係者との交流を推進します。

【主要な取組】

- 海外留学奨学資金等支給制度の利用促進
- 瑞穂・横田交流協会などとの連携による横田基地関係者との交流
- 外国人住民へのコミュニケーション支援

④ 主な関連計画

- 国際化推進計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	横田基地との友好関係を活用した、各種交流事業の実施・充実をはかるとともに、民間の交流企画などへの支援をすすめます。
3) つながる地域づくり	姉妹都市交流の再開・実現に向け調整につとめます。国籍、言語、文化などの違いを超え、全ての住民が互いに認識・交流し合うことのできるコミュニティの構築をめざします。
4) 危機に備える	いざというときに、やさしい日本語などを活用し、外国人住民をサポートできる体制整備につとめます。

基本目標 4

つながりと活力にあふれるまち

基本目標 4：つながりと活力にあふれるまち

（施策分野 1） 農業

① 現況と課題

瑞穂町は、農業者の高齢化や担い手不足などによる耕作放棄地や遊休農地が増える一方、意欲ある新規就農者を積極的に受け入れてきました。農業の持続的な発展のためには、農業者が持つ栽培方法などの技術の次世代への継承や、安定した農畜産物の生産に向けた様々な生産基盤の整備や維持、多様な流通網の整備と販路の拡大が不可欠です。

これまでも、スマート農業推進事業金や、環境負荷軽減推進事業など、農業者の方々に寄り添う施策を実施してきました。これからも、地域の農業を担う農業者に対し、農地中間管理事業による貸借などをすすめて、生産基盤の拡充と遊休農地などの解消につとめる必要があります。

さらに、町内での営農を希望する認定農業者、農業法人などの多様な経営体も受け入れ、農地の集約化をはかるとともに、農業振興のための拠点の整備を検討することで、農業振興を推進する必要があります。

② 瑞穂町のめざす姿

瑞穂町の農業が主要な産業のひとつとなり、農業の特産品がブランド力をもっています。また、農地が良好な田園風景を形成しています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
農地中間管理事業などに基づく農地の貸借などを行った面積	339,605 m ²	335,655 m ²
新規就農者受入件数（累計）	21 人	21 人

③ 施策

創生

1) 農業経営基盤の強化

農業者の経営基盤の強化に向けた支援を推進するため、国や東京都と連携して農業用施設などの整備を支援するほか、生産性向上に有効であるスマート農業を推進します。

【主要な取組】

- 認定農業者や認定新規就農者など意欲のある農業者の支援
- 町内で生産された農畜産物の販路開拓・拡大・PR支援
- 6次産業化の推進
- ロボット、AIなどを利用したスマート農業の導入促進

2) 農地の保全と担い手の確保

地域の農業を担う農業者に対し、農地中間管理事業などを利用した農地の貸借をすすめるほか、新規就農者の定着に向けた支援の充実をはかります。また、遊休農地の解消をはかり、優良農地の保全につとめます。

【主要な取組】

- 新規就農者への支援
- 農地中間管理事業の活用

重点 モノレール

3) ふれあい農業の推進

農地については、農地の貸借のほか、農業者自らが運営する体験農園や観光農園を支援するなど、農地の多面性をいかした施策を推進するとともに、地産地消の推進に取り組んでいきます。

また、多摩都市モノレール延伸を見据えた、武蔵地区における新たな農用地の活用を研究します。

【主要な取組】

- 体験農園や観光農園の推進
- 武蔵地区における農業振興拠点の研究・検討

相乗効果
<u>・観光農園や地場農産物を購入する際の移動手段として多摩都市モノレールが利用されることで、農業の活性化が期待できます。</u>
<u>・農業参入する法人を積極的に誘致することで、遊休農地の解消につながるほか、雇用機会の創出が期待できます。</u>

④ 主な関連計画

- 農業振興計画
- 産業振興ビジョン
- 都市計画マスタープラン
- 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）
- 多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想
- 多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	農用地の良好な環境条件をいかし、新たな農業推進のための拠点形成をめざします。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	地域ブランドとなる農畜産物の支援をするとともに、優良農地を保全し、町の資源である農地の原風景を残していきます。
3) つながる地域づくり	町民農園や体験農園をきっかけとした地域の交流の場づくりをめざします。
4) 危機に備える	一時避難場所など、多面的機能を有する農地の保全につとめます。

基本目標 4：つながりと活力にあふれるまち

（施策分野 2） 商工業

① 現況と課題

瑞穂町の中小商業事業者を取り巻く環境は、大型商業施設、ロードサイド店及びコンビニエンスストアの進出やインターネットを利用した通信販売の普及の加速などにより、非常にきびしい状況であり、これらとの共存が課題となります。また、多くの事業主にとって従業員の高齢化、人材確保、事業承継も課題となっています。瑞穂町商工会と協働で、地域に根ざした商店の活性化に向けた取り組みを行うとともに、農畜産物など多彩な地域資源をいかした、新たな価値を生み出すことで商業の振興と地域経済の活性化をはかることが重要です。

瑞穂町における工業は、従業員 100 人未満の事業所が 9 割以上と小規模な事業所が多い状況です。1 事業所あたりの製造品出荷額等や従業員 1 人あたりの製造品出荷額等は多摩地域や東京都の平均と比較し高い水準となっていますが、従業員の高齢化、人材確保、事業承継が課題となっています。そのため、町内の事業所の大半を占める中小事業者の蓄積された技術の承継が課題となっています。

東京都は、多摩地域にある大学、研究機関、専門人材、大手ハイテク企業、高い技術力を有する中小企業などの集積と、国内外の先端産業やスタートアップ創業者との活発な融合により、世界有数のイノベーション先進エリアに進化させる多摩イノベーションパーク構想をすすめています。また、国においては、令和 7 年 6 月に経済財政運営と改革の基本方針 2025 が閣議決定され、米国の関税措置などの影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには注意する必要がある、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させるとしています。

これまでも、ものづくり・DX 等推進事業や中小企業振興資金融資あっせん、さらに令和 7 年度からは、金融機関との包括連携をきっかけとした支援アドバイザーの派遣や、こまめな企業訪問などを実施し

てきました。

瑞穂町の経済をささえる多種多様な業態の中小企業は、製造業をはじめ高い技術力を有しています。今後、先端技術を活用し、業種・分野の枠を超えたこれまでにないイノベーションを創出するとともに、地域における創業を支援していく必要があります。

② 瑞穂町のめざす姿

地域の商店と大型商業施設などが共存し、活気にあふれています。町内の工業事業者が活気にあふれ、技術力の高い工業集積地が形成されています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
企業誘致奨励制度による企業立地数	3社	6社

③ 施策

1) 商業の振興

地域に密着した商店の活性化のために、商工会が地域の商店などと連携して実施する様々な取り組みと人材の育成及び確保や事業承継などを支援します。また、みずほブランド事業のさらなる充実をはかります。

【主要な取組】

- 商工会が地域の商店などと連携して実施するイベントに対する支援
- みずほブランドの推進とPR
- 商店などに対し、電子決済など、デジタル化の取り組みへの支援

創生

2) 工業の振興

経営基盤が不安定な中小企業に対し、融資制度の利用促進や商工会や支援アドバイザーなどの専門家と連携し、企業経営の安定に向けた支援と今後のデジタル化・DX推進に向けた支援につとめます。また、企業訪問で得た課題に対し支援策を検討します。さらに、青梅線沿線地域産業クラスター協議会などと連携し、中小企業の支援につとめます。

【主要な取組】

- 商工会や支援アドバイザーなどと連携した中小企業の支援
- 企業訪問の実施

創生

3) 企業誘致の推進

雇用の確保、経済波及効果及びイノベーション創出のため、優良企業の立地を促進します。

【主要な取組】

- 町外の企業に対する、瑞穂町のPR
- 立地希望事業者に対する情報提供

重点 創生 モノレール

4) 新しい産業の創出・イノベーション

産業のデジタル化・DXを推進し、新たな産業イノベーションの創出や事業承継などについて支援します。また、商工会や町内金融機関などと連携し、地域における創業を支援します。

【主要な取組】

- 同・異業種間の人材交流の推進
- 事業承継、創業への支援
- No.6 駅周辺における、産業近代化拠点などの研究・検討

相乗効果
・産官学連携で地域資源の魅力が最大限活用・発揮され、新たな価値が生まれるとともに、産業の活性化が期待できます。 ・先端技術の活用によりデジタル化・DXの推進、生産性や付加価値の向上及び新たな製品・ビジネスが創出され、雇用者の増加が期待できます。

④ 主な関連計画

- 産業振興ビジョン
- 工業振興計画
- 都市計画マスタープラン
- 多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想
- 多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	新たに創業をめざす起業家の育成（インキュベーション）を図り、事業成功に導くための支援をします。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	町の産業力を高めるために、最先端技術の活用や新しいサービスを生み出し、あらゆる産業の価値を高めます。
3) つながる地域づくり	
4) 危機に備える	

基本目標 4：つながりと活力にあふれるまち

（施策分野 3） 観光・イベント

① 現況と課題

瑞穂町の観光資源である自然豊かな狭山丘陵やさやま花多来里の郷、郷土資料館「けやき館」などには、多くの観光客が訪れます。また、産業まつりをはじめ各種イベントでは、住民や団体が主体となって、様々なイベントが開催され、互いの交流がはかられています。令和4年度から観光プロモーション係が新設され、瑞穂町シティプロモーション基本方針を軸に、観光PR動画の作成や公式キャラクターみずほまるを活用したプロモーション活動など、様々な事業を手がけてきました。

今後は、観光資源の磨き上げや工夫を凝らしたイベントを充実させ、町内外に町の特色や魅力を積極的に発信していくことで、関係人口を増加させ、地域経済の活性化と持続的な発展につなげていくことが重要です。

② 瑞穂町のめざす姿

自然や文化資源、観光資源、特産品などがそれぞれ魅力的で際立つことで、住民や来町者が充実した時間を過ごすことができるとともに、瑞穂町の認知度が上がります。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
観光情報サイトアクセス数	29,697 件	42,760 件
さやま花多来里の郷入園客数（カタクリ開花時期）	6,783 人 (令和 7 年)	12,000 人

③ 施策

重点 モノレール

1) 地域資源の充実・活用

瑞穂町シティプロモーション基本方針に基づき、地域資源の充実をはかります。また、複数の自治体にまたがる狭山丘陵については周辺自治体と広域で連携した観光施策を推進します。

さらに、多摩都市モノレール延伸を見据え、瑞穂町の風景や産業、歴史や文化なども含めた複数の要素を組み合わせ、新しい地域資源の可能性について探求していきます。

【主要な取組】

- 自然豊かな観光資源をいかした観光事業の実施
- イベントの内容及び運営方法の見直し
- 特産品や地域資源の新しい活用方法の検討
- ふるさと納税返礼品募集事業の実施
- 町内外に向けたプロモーションの実施

相乗効果
・多摩都市モノレール延伸により、新たな人の流れが創出され、これを機に No.6 駅では狭山丘陵をはじめとしたまちの観光拠点としての役割も期待できます。
・産官学連携で特色のある駅を整備することで、関係人口が増加し、地域資源やまちの観光・イベント情報を広く周知する役割も期待できます。

重点

2) 観光情報の発信・協働によるイベント事業の実施

より多くの人々に観光・イベントの情報が行き渡るよう、観光ガイドブックや観光情報サイト、SNS、マスコミなどの多様なメディアを活用した観光情報の発信につとめます。また、各種団体や事業者、住民と連携・協働し、特色あるイベント活動を推進します。

【主要な取組】

- 観光・イベント情報のタイムリーな情報発信
- 様々な情報発信ツールの活用
- 公式キャラクターの活用による発信力の強化

④ 主な関連計画

- 産業振興ビジョン
- シティプロモーション基本方針

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	様々な情報ツールを活用し、観光資源を際立たせます。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	町の観光資源をいかし、多摩都市モノレールとの組み合わせによる相乗効果が起きるよう、新たな価値の創出につとめます。
3) つながる地域づくり	住民との連携強化をはかり、地域同士がつながる事業を創出します。
4) 危機に備える	

基本目標 5

環境にやさしい安全・安心なまち

基本目標 5：環境にやさしい安全・安心なまち

（施策分野 1） 危機管理・防災・災害対策

① 現況と課題

近年、地球温暖化の影響により、豪雨災害、土砂災害の頻発など、これまで経験したことがない災害が頻発しています。令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、孤立地域が多数発生するなど、これまでには見られなかった問題が顕在化しました。

これからは、激甚化する風水害や想定されている首都直下地震に対し、より一層の備えをする必要があります。

住民の生命や財産を守る危機管理対策は、差し迫った課題であり、総合的な危機管理対応がもとめられます。災害協定の締結、備蓄品などの整備、災害対応能力の向上など、各種災害を想定した官民協働で一体的に取り組むために、危機管理に対応した総合的な体制づくりが必要です。

地域における防災力を高めるためには、災害時に緊密な連携が可能となる体制づくり、要配慮者への対応、防災教育の充実などが重要です。防災施設・設備の面では、安全な避難場所の確保、適切な避難所の運営など、万全な防災基盤の確立が必要です。令和 7 年度には、石畑防災広場の拡張整備工事を行い、防災基盤を拡充するとともに、地域防災計画を改定しました。

また、消防団などの機能を一層高めるため、火災予防の徹底と住民の防火意識の向上のほか、消防装備の充実をはかるとともに、地域で活躍する消防団員を確保することも重要です。

② 瑞穂町のめざす姿

官民協働で対応する総合的な危機管理により、住民の生命や財産が守られ、災害対応が確立された災害に強いまちとなっています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
総合防災訓練参加者数	1,314 人	2,300 人

③ 施策

重点 創生

1) 災害に強いまちづくりの推進

災害に強い都市の形成をはかるため、建築物の耐震性強化を推進します。火災の発生、危険物の存在などの危険要因への対処など、災害に強いまちづくりの推進につとめます。

【主要な取組】

- 地震に強い都市づくりの推進
- 安全な市街地の整備、再開発
- 道路、橋りょうの整備
- 治水対策の推進
- 無電柱化の推進
- 避難場所・防災広場などの適正な維持管理

重点 創生

2) 危機対応・危機管理体制の強化

各種計画・マニュアルなどについて、社会情勢に応じて不断の見直しを行うとともに、自主防災組織などとの連携強化、備蓄品、資器材などの整備を促進するとともに、元狭山及び石畑防災広場の適正管理を行います。また、庁舎を防災拠点とした関係機関・団体とのネットワークの強化、災害予防・災害応急対策・災害復旧の訓練などを実施し、危機管理の強化につとめます。

【主要な取組】

- 自助・共助の意識を高めるため防災訓練及び防災教育の充実
- 生活必需品、災害用資材、医薬品、衛生用品などの備蓄整備
- 災害時協定締結事業者などの拡充
- 要配慮者への適切な対応

重点 モノレール

3) 防災施設・設備の充実

多摩都市モノレールの延伸、土地区画整理事業などを踏まえ、それぞれの場所で必要に応じた避難場所・防災広場などの防災施設・設備の充実をはかります。

【主要な取組】

- 指定緊急避難場所及び指定避難所における防災施設・設備の維持・管理
- 避難場所・防災広場などの整備・拡充
- 多摩都市モノレールNo.6 駅周辺の防災拠点施設の研究

相乗効果
<u>・ 災害時に対応できる一時避難所を整備することで、人口増加にも対応する災害対応力の向上が期待できます。</u>
<u>・ 防災備蓄倉庫等の新たな防災拠点施設を整備することで、地域の防災力向上が期待できます。</u>

4) 消防力の強化

福生消防署との連携強化をはかるとともに、消防団員の確保及び活動環境の改善促進、防火施設の整備による機能強化など、火災予防・消火活動のさらなる強化につとめます。

【主要な取組】

- 福生消防署との連携強化
- 女性消防団員を含む団員確保に向けた広報活動
- 消防団員の活動環境の改善促進
- 消防施設などの適切な維持管理
- 防火水槽・消火栓などの適正配置を推進

④ 主な関連計画

- 地域防災計画
- 耐震改修促進計画
- 業務継続計画（ＢＣＰ）【地震編】
- 立地適正化計画
- 国民保護計画
- 多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想
- 多摩都市モノレール推進を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
１）町の魅力を際立たせる	防災対策を推進し、安全・安心なまちづくりを推進します。
２）資源を磨き生活の質を豊かにする	自主防災組織連絡協議会・消防団などの地域の防災組織、福祉関連施設、団体・学校など既存組織との連携を強化します。また、既存の公共施設などを防災拠点としても活用できるよう、備品などの整備を推進します。
３）つながる地域づくり	自分のいのちは自分で守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の意識を醸成し、地域が持つ知恵と力をつなげ、危機対応力を強化します。
４）危機に備える	住民、企業、団体、行政それぞれが互いに役割を理解しつつ、連携して危機に対処できる体制を構築します。

基本目標 5：環境にやさしい安全・安心なまち

（施策分野 2） 安全・安心な生活の確保

① 現況と課題

安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、瑞穂町では、防犯カメラの設置、防犯情報メール配信、わんわんパトロール事業などを実施しています。

近年多発している特殊詐欺発生抑止のため、自動通話録音機を貸与する制度も実施していますが、特殊詐欺などの犯罪が巧妙化し、住民が不安に感じる犯罪が増えています。安全で安心して暮らせるまちづくりをすすめるためには、地域住民に対して特殊詐欺に関する知識向上と被害防止にかかる取り組みについて普及啓発するとともに、犯罪が起きにくい環境の整備が必要です。

消費生活の向上としては、消費生活相談窓口を開設し、商品の購入・契約など、消費生活に関するトラブルなどに関する相談に、専門の消費生活相談員が情報提供や助言などを行い、被害の未然及び拡大防止をはかっています。また、消費者講座などを通じ、消費者が複雑かつ多様化する消費者問題に対応できるよう知識の向上をはかっています。消費者被害の防止や消費者意識の高揚、特殊詐欺などの新たな犯罪に関する情報提供や対策、社会情勢に即した適切な消費行動の実践などが必要です。

交通安全については、交通環境の整備による安全の確保のほか、子どもや高齢者の交通事故防止に対し、令和 5・6 年度で自転車用ヘルメット着用促進補助事業を実施してきました。今後も、各種広報活動や交通安全に関する教室を通じて、住民への意識啓発が重要です。

②瑞穂町のめざす姿

犯罪・事故の少ない安全で安心して暮らせるまちのなかで、自立した消費者による適切な消費生活が送れています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
犯罪発生件数	239件 ^{※1} (令和6年12月現在)	175件
交通事故発生件数	71件 ^{※2} (令和6年12月現在)	100件

※1 犯罪発生件数 警視庁ホームページより

※2 交通事故発生件数 警視庁交通年鑑より

③ 施策

創生

1) 防犯施策の推進

福生警察署との連携を強化し、犯罪抑止につとめるをとともに、犯罪をさせない環境整備を推進します。また、防犯パトロール事業の展開、防犯対策事業の推進などにより、防犯環境を充実します。さらに、更新した防犯カメラを活用し、防犯だけではなく防災対策にも運用します。

【主要な取組】

- 福生警察署との連携強化
- 防犯カメラの適正管理・運用
- 防犯パトロール事業の展開
- 防犯対策事業の推進
- 防犯協会や防犯ボランティアなどとの協働

2) 消費生活の向上

特殊詐欺などの新たな犯罪に関する情報提供や対策、消費者被害の防止や消費者意識の高揚、関係機関との連携強化をはかり、消費生活の安定・向上を確保するための消費者施策を推進します。

【主要な取組】

- 特殊詐欺など、新たな犯罪に関する情報提供、対策周知
- 消費者を守るための多様な情報提供、意識啓発
- 東京都消費生活総合センター、警察、福祉行政関係機関などとの連携強化

3) 交通安全の充実

子どもや高齢者の交通安全・事故防止のため、福生警察署などと連携し、道路環境の改善、放置自転車対策、交通安全への意識啓発など、交通安全の充実・強化につとめます。

【主要な取組】

- 福生警察署との連携強化
- 交通安全推進協議会との連携
- 道路における交通安全設備の整備要望及び推進
- 放置自転車対策の推進
- 交通安全教室などの交通事故防止に向けた事業展開

④ 主な関連計画

● —

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	
3) つながる地域づくり	住民一人ひとりの防犯意識などの向上のため、きめ細やかな情報提供につとめます。
4) 危機に備える	犯罪や事故が起きにくい、安全・安心なまちをめざします。

基本目標 5：環境にやさしい安全・安心なまち

（施策分野 3） 基地対策

① 現況と課題

米軍横田基地に起因する諸問題の解決に向けては、国及び米軍に対し、周辺自治体との連携のもと、迅速かつ適時的確な対応・要請を行っています。また、米軍横田基地北側の新たなゲートの運用について、関係機関と協議を行い、瑞穂町の防災対策に向けた取り組みもすすめています。平成30年10月から正式に配備された、C V-22 オスプレイは、令和3年7月に1機が追加配備となりました。米軍は令和6年頃までに合計10機を配備するとしていましたが、現時点で横田基地に常駐するオスプレイは6機となっています。

基地問題の根本的な解決は、基地の整理・縮小・返還です。しかしながら、基地は国防上極めて重要であることも認識し、瑞穂町が受けている生活環境の障害解消に向け、基地に起因する諸問題の解決、住民の生活に与える不安の軽減や生活への支障を生じさせないことが必要です。また、更新した騒音測定器により、航空機騒音の被害実態をより正確に把握し、全ての航空機騒音の軽減をもとめる必要があります。

防衛省補助事業の拡充要請については、基地が存在する以上、運用の変化はいつでも起こりえるため、瑞穂町の現状を強く訴え、補助金や交付金をもとめる必要があります。

さらに、住民が抱える騒音や各種事項などへの不安の解消をはかるため、町議会・周辺自治体と連携して、安全・安心対策について、機会をとらえ、強く要請活動をすすめていくことが重要です。

② 瑞穂町のめざす姿

住民の生活環境が保全されるとともに、基地に起因する諸問題による不安感が軽減され、住民が大きな不安を抱くことなく、安心して生活できるまちとなっています。

③ 施策

1) 生活環境の保全

基地に起因する数ある諸問題を解決するため、航空機飛行における安全対策・航空機騒音などに対する環境配慮など、住民の生活に与える不安の軽減や、生活への支障を生じさせないよう、国や米軍横田基地に対策をもとめながら、相互に信頼できる関係を構築します。また、基地に関する情報を収集し、住民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、国や関係機関に対し、軍民共用化に対する反対を強く訴えていきます。

【主要な取組】

- 航空機騒音の実態把握のため、騒音測定を実施
- 航空機騒音の軽減、基地の安全対策・環境配慮など、基地の整理・縮小・返還を含めた必要な措置の国や関係機関に対する要請
- 町議会、基地周辺自治体やその他関係機関との連携強化
- 基地に関する正確な情報収集と迅速かつ的確な情報提供
- 国や関係機関に対する、軍民共用化への反対姿勢を堅持

2) 補助事業の拡充要請

基地の存在により瑞穂町が受けている被害実態を把握し、生活環境の保全と必要となる補助金・交付金を国に対し要請していきます。また、住宅防音工事については、告示後住宅の救済など、対象区域、対象施設の拡大を要請していきます。

【主要な取組】

- 生活環境の保全と、必要となる補助金・交付金の拡充要請
- 補助対象施設や要件など、補助採択基準の見直しの要請
- 住宅防音工事にかかる告示後住宅の救済や、対象区域、対象施設の拡大要請

④ 主な関連計画

● —

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	基地に起因する諸問題の解決をめざし、住民が快適に暮らせるよう粘り強く要請していきます。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	
3) つながる地域づくり	
4) 危機に備える	

基本目標 5：環境にやさしい安全・安心なまち

（施策分野 4） 環境にやさしい生活の推進

① 現況と課題

大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴い、地球の平均気温は上昇し続けています。地球温暖化に伴う気候変動は、近年、記録的短時間豪雨や局地的大雨、大型で強い台風をもたらし、国内でも甚大な被害が発生しています。また、令和 7 年には国内で観測史上最も高い気温が記録され、異常高温が続きました。熱帯夜等の日数の増加、高温による農作物の生育障害や品質低下なども懸念されています。

瑞穂町では地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を平成 24 年に策定し、平成 28 年度には国の地球温暖化対策計画に基づいた第 2 次の計画を策定し、令和 3 年度には国の地球温暖化計画の改訂に伴い第三次地球温暖化対策実行計画を策定して町行政の事務事業から発生する温室効果ガスの削減に取り組んでいます。一方、住民や事業者に対しては、省エネルギーを意識した行動を啓発し、町全体で温室効果ガスの削減をはかる必要があります。

瑞穂町の住民 1 人あたりの 1 日のごみの排出量は、令和 6 年度実績で 855 グラムと多摩地域で 3 番目に多いことから、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））によるごみの減量に取り組み、「循環型社会」の実現をめざすことが重要です。ごみの減量を目的に、令和 7 年 10 月から「瑞穂町ごみ分別アプリ」を導入したことで、デジタル化による住民の利便性の向上につながり、今後も更なるごみの分別促進につとめていく必要があります。

騒音、振動、悪臭などの発生源は、工場・事業所、建設作業、飲食店・小売業、住宅や個人など多様であるため、速やかな発生源の把握とその対策につとめていくことが必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

住民や事業者と協働による環境保全活動が実践され、再生可能エネルギーが有効活用されるとともに、ごみの排出量が減少し、環境負荷の少ない暮らしが営まれています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
町行政の事務事業から発生する温室効果ガス排出量・削減率※	2,597,708kg-CO2 △27.6% (令和5年度)	1,905,000kg-CO2 △46.9%
1人1日あたりのごみ排出量	855g	821g

※温室効果ガス排出量、削減率は第2次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成29年2月）で基準年とした平成27年度の排出量3,589,094kg-CO2を基準

③ 施策

1) 地球温暖化対策及び環境保全活動の推進

住民の健康及び生活環境の確保をはかるため、環境配慮行動の実践を促進し、環境保全活動の基盤づくりにつとめます。また、廃食用油から航空燃料を製造する取り組みなど、様々な温室効果ガスの排出量抑制につとめます。

【主要な取組】

- 公共施設での再生可能エネルギー利用の推進
- 住民・事業者などと連携し、温室効果ガスの排出量を抑制
- 地球温暖化対策や気候変動にかかる情報発信
- 環境への配慮行動の啓発と誘導

2) 循環型社会の推進

3Rを推進するため、リサイクルプラザの適正な管理運営につとめ、ごみの減量と再資源化についての啓発を行うなど、循環型社会の実現に向けた取り組みを推進します。

【主要な取組】

- 分別収集体系の堅持及び適正な廃棄物処理と再資源化の促進
- リサイクルプラザの効果的・効率的運営及び近隣自治体のリサイクル施設との共同化に関する研究
- 災害廃棄物処理対策

3) 公害などへの対応

公害などの発生を防止し生活環境を保全するため、関係機関などと連携し、工場・事業所、住民に対し適切な事業活動や生活行動についての啓発を行います。

【主要な取組】

- 公害などの発生源の速やかな把握
- 関係機関と連携した相談体制の整備
- 環境パトロールや地域の関係者と連携した不法投棄の監視体制の強化
- 全町一斉清掃の実施や地域コミュニティによる環境美化活動の推進

④ 主な関連計画

- 環境基本計画
- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- 一般廃棄物処理基本計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	環境配慮に対する正確な情報を提供し、環境配慮行動を実践します。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	
3) つながる地域づくり	住民や事業者などと協働した生活環境の保全を推進します。
4) 危機に備える	地球温暖化対策や気候変動の影響について啓発します。

基本目標 5：環境にやさしい安全・安心なまち

（施策分野 5） 自然環境と共生するまち

① 現況と課題

瑞穂町は都市的な利便性がある一方、狭山丘陵に代表される魅力のある自然環境が豊かなまちです。狭山丘陵は、都立狭山自然公園や狭山近郊緑地保全区域に指定され、さやま花多来里の郷のカタクリの群生や、残堀川にはカワセミなどが生息し、こうした町の貴重な自然環境を後世に継承する取り組みが必要です。

生物多様性は、私たちの暮らしに不可欠な水や食料をはじめ、心の潤いや精神的な充足、多様な文化など様々な恵みをもたらすものであり、自然災害の防止や軽減にも寄与しています。自然環境や生物多様性を保全することは、人間と自然の共生が確保されるとともに、地球温暖化による気候変動の影響への適応にもつながり、持続可能な社会を実現する上で重要です。

樹木や屋敷林、平地林については、瑞穂町の自然環境、景観を守るために、所有者及び関係機関との連携・協力のもとに緑の保全に努める必要があります。

② 瑞穂町のめざす姿

狭山丘陵をはじめとする豊かな緑と様々な生き物を守り、人と自然が共生するまちとなっています。

③ 施策

重点

1) 自然環境の保全と環境整備

貴重な動植物が生息する瑞穂町の豊かな自然環境を保全します。さらに、その魅力について啓発する機会を増やすことによって、人と自然との共生について理解を深めていきます。

【主要な取組】

- さやま花多来里の郷の環境保全
- みずほエコパークの充実
- 生き物が生息しやすい水辺環境の維持
- 外来生物、外来植物の拡大防止
- 生物多様性の保全についての情報発信と関係者との協働

2) 緑地の保全

豊富な緑と自然的景観の保全をはかるため、屋敷林・平地林・狭山丘陵など、まとまった緑を所有者との連携や公有地化などにより保全します。

【主要な取組】

- 保存樹木・樹林・屋敷林の保全事業の推進

④ 主な関連計画

- 環境基本計画
- 緑の基本計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	瑞穂町の豊かな自然環境の魅力を発信します。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	多くの住民が町の豊かな自然環境に誇りが持てるよう保全活動を推進します。
3) つながる地域づくり	狭山丘陵周辺自治体との連携を推進します。
4) 危機に備える	

基本目標 6

便利で快適に暮らせるまち

基本目標 6：便利で快適に暮らせるまち

（施策分野 1） 計画的なまちづくりの推進

① 現況と課題

多摩都市モノレール延伸について、東京都は、令和 6 年度に都市計画決定を行い、令和 7 年度には事業概要及び用地測量説明会を開催するなど、着実にすすめられています。また、町では、令和 6 年度に「多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画」(以下「まちづくり基本計画」という。)を策定しました。これは、新駅周辺まちづくりの進展により、町全体、ひいては多摩地域全体の発展に波及していくことを目的として、町全体に関するまちづくりの方向性及び新駅周辺のまちづくりをとりまとめたものです。さらに、住民で組織された「モノレールを呼ぼう 瑞穂の会」など住民と一体となり多摩都市モノレール延伸に対する機運も一層高まっている状況です。

都市計画の区域区分については、無秩序な市街化を抑制するとともに、商業、工業、農地、住宅といった適正な用途地域の指定及び誘導が必要であるとともに、中心市街地における低未利用地の増加を防ぎ、町全体で秩序ある土地利用がもとめられます。

土地区画整理事業は、道路、公園、下水道などの公共施設を整備し、土地の区画を整え、一体的に市街地形成と土地の有効利用をはかるための都市計画事業です。瑞穂町では、箱根ヶ崎駅西地区と殿ヶ谷地区の 2 か所で行われ、栗原地区については、事業化に向け支援を行っている状況です。区画整理事業の推進にあたっては、地域住民の理解と協力が不可欠であると同時に、関係機関との協議、調整などを行うことも必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

既存市街地や市街化調整区域においても、時代の変化をふまえつつ地域の実情に合わせた、快適で生活の質が高いと感じられる空間が形成されています。

③ 施策

重点 創生 モノレール

1) 多摩都市モノレール延伸と一体となった駅周辺の整備

J R箱根ヶ崎駅や多摩都市モノレール新駅において、瑞穂町全体、多摩地域全体の発展に波及するように、新たなにぎわいの創出や多様な人々の交流の拠点として、新しい町の顔づくり、交通結節点となる地域の拠点のあり方を検討します。また、快適な歩行空間と自転車などが利用しやすい環境を備えた交通拠点などの、整備について関係者などと調査研究し、整備の方向を明確にしていきます。

事業中や今後の新たな土地区画整理事業においては、駅周辺の整備の方向性と連携させ、住宅・商業・工業などの多様な用途を適正に配置・誘導し、調和した魅力ある都市空間の創出をはかります。

【主要な取組】

- J R箱根ヶ崎駅及び多摩都市モノレール新駅周辺のまちづくりの具現化に向けた調査・研究及び整備計画の策定
- 箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業の推進
- 殿ヶ谷土地区画整理事業の推進
- 事業中や新たな土地区画整理事業と連携した都市空間の創出

相乗効果

- ・ 産業系ではイノベーションやデジタル研究開発、農業系では6次産業やスマート農業等の近代的な産業の誘致・育成が期待できます。
- ・ 都市機能の強化や新たな住宅地供給、公共交通網が充実することで、転入を促進し、住民生活や産業活動の活性化が期待できます。

重点 モノレール

2) 計画的な土地利用の推進

都市計画マスタープランの全体構想及び地区別構想をふまえ、圏央道や国道16号などの広域交通利便性をいかした産業立地を促進するとともに、令和7年3月に策定した立地適正化計画に基づき、町の特性をいかした持続可能な都市の集約化・効率化につとめます。

また、多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画をふまえ、新青梅街道沿道や既成市街地を含め多摩都市モノレール延伸と一体となった整備の方向性を明確にし、利便性の高い快適に住み続けられるまちづくりをすすめます。

【主要な取組】

- 都市計画の適正化
- 市街地整備の促進及び区域区分の適正化
- 多摩都市モノレール沿線のまちづくりの推進

相乗効果
・ <u>イノベーション創出やスマート農業等の近代的産業の導入を促進する機能と交通結節点機能等とが融合した拠点の形成が期待できます。</u>

重点 モノレール

3) 土地区画整理事業の推進

箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業は、多摩都市モノレールの延伸を見据え、事業を促進します。

殿ヶ谷土地区画整理事業は、多摩都市モノレール延伸に伴う事業系用途に適した整備を行うとともに、快適に過ごせる空間づくりを促進します。

組合設立準備中である栗原地区土地区画整理事業は、事業化に向け、最適な事業運営手法等の研究や準備会への支援を行います。また、現在施行中の土地区画整理事業の進ちょく状況と社会情勢をふまえ、今後の新たな土地区画整理事業の事業化に向けた調査

をすすめます。

相乗効果
・ 殿ヶ谷土地地区画整理事業完了に伴い、武蔵地区における産業近代化拠点の形成等により、町の新たな産業拠点の創出が期待できます。
・ 箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業による道路・公園等の整備を行うとともに、宅地の利用促進を図ることで、駅周辺の活性化が期待できます。

【主要な取組】

- 箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業の推進
- 殿ヶ谷土地地区画整理事業の推進
- 栗原土地地区画整理事業の事業化に向けた研究・支援
- 新たな土地地区画整理事業の事業化に向けた調査

④ 主な関連計画

- 都市計画マスタープラン
- 東大和市・武蔵村山市との共同によるモノレール沿線まちづくり構想
- 多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想
- 多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画
- 立地適正化計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	駅周辺における町の顔となる空間形成や、にぎわい、交流を生み出すまちづくりをすすめます。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	地域の特性に応じたまちづくりを推進し、安全で快適な都市空間の形成につとめます。
3) つながる地域づくり	
4) 危機に備える	

基本目標 6：便利で快適に暮らせるまち

（施策分野 2） 公共交通

① 現況と課題

瑞穂町の公共交通は、JR 八高線、民間バス、都営バス、コミュニティバス、そしてデマンド交通など新たな移動手段も含め運行されています。しかし、令和 6 年度に実施した長期総合計画後期基本計画策定に関する住民意識調査において「できれば引っ越したい」理由の上位に「交通の便が悪い」（80.8%）が上がるなど、公共交通の利便性が引き続き大きな課題となっています。

公共交通においては、人口減少による利用者の減など課題があり、働き方改革や運転士不足などから事業環境の悪化も見込まれています。公共交通の持続可能性の向上をはかるためにも、自動運転など新たな交通手段を継続して研究するとともに、事業実施に向けた財源の確保など、関係機関に対し強く要請していくことも重要です。

また、2030 年代半ばとされる多摩都市モノレールの延伸後は、立川方面へ乗換なく移動可能になり、西武線や京王線などとの乗換利便性が向上することで、移動経路の選択肢が充実します。

その効果を最大限引き出し、その恩恵を瑞穂町全体に波及させるため、町内各地区と駅とのアクセス利便性を確保することが必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

町内における地域間の移動や、町内各地域から町外への玄関口であるＪＲ箱根ヶ崎駅を結ぶ公共交通が充実し、住民誰もが円滑に移動することができます。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
できれば引越したい理由のうちの「交通の便が悪い」の割合（の減少）	80.8%	80%

③ 施策

重点 創生 モノレール

1) バス交通の充実

関係機関に対し、ＪＲ箱根ヶ崎駅や町内の主要な施設へアクセスできる利便性の高いバス交通の運行を推進、路線の維持につとめます。さらに、新たな自動運転など公共交通の検討、研究を行います。

【主要な取組】

- 地域公共交通会議における今後の公共交通のあり方の検討
- 地域公共交通計画に基づく公共交通の維持・改善
- コミュニティバスの維持・改善
- デマンド交通の本格実装に向けた利用促進
- 自動運転技術導入に向けた研究
- 民間バス事業者への運行路線拡充や運行本数などの維持・改善に向けた要請

相乗効果
・ 町内各地区と多摩都市モノレール延伸に伴う新駅とのアクセス利便性を確保することで、町全体の公共交通利便性向上が期待できます。
・ 新駅周辺に広がる住宅地からの移動手段の選択肢が増えることで、公共交通を利用できる時間帯の拡大が期待できます。

2) 鉄道の充実

町外への交通手段として重要である J R 八高線利用者の利便性の向上を促進します。

【主要な取組】

- J R 八高線の運行本数増加などの要請
- J R 八高線新駅設置の要請
- J R 八高線の複線化と車両基地の整備促進の要請

重点 モノレール

3) 多摩都市モノレールの整備促進

多摩都市モノレールの延伸の早期実現に向けて、関係機関、町議会、沿線自治体及び住民などと連携し、事業実施に向けて準備をすすめます。

【主要な取組】

- 関係機関、町議会、沿線自治体及び住民などとの要請活動
- 多摩都市モノレール基金の積立

相乗効果
・ <u>多摩都市モノレール延伸に係る都市計画決定が告示されたことにより、 今後の具体的なまちづくりに関する様々な事業の実施が期待されます。</u>

④ 主な関連計画

- 都市計画マスタープラン
- 東大和市・武蔵村山市との共同によるモノレール沿線まちづくり構想
- 立地適正化計画
- 多摩都市モノレール新駅まちづくり基本構想
- 多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画
- 地域公共交通計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	公共交通が発達し、機動性が優れ、利便性が向上するとともに、住民の生活がより豊かになるようつとめます。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	電気車両などに切り替え、環境に優しい燃料での運行ができるようつとめます。
3) つながる地域づくり	公共交通を利用することと、高齢者など外出機会の増加に取り組みます。
4) 危機に備える	

基本目標 6：便利で快適に暮らせるまち

（施策分野 3） 住宅・公園

① 現況と課題

住宅は、生活の基盤であると同時に、まちを形づくる基本的な要素であり、住民生活の質はもとより、まちの活力や景観、地域社会の維持形成と密接に関係しています。

令和 6 年度に実施した長期総合計画後期基本計画策定に関する住民意識調査では、「問 2-1 「ずっと住み続けたい」を選んだ主な理由は何ですか」の問いに対し「治安が良い」と約 4 割の方が答えました。

近年、人口減少・超少子高齢社会、核家族化がすすみ、空き家の増加が問題となっています。適切な管理が行われていない空き家などは、防災、防犯、衛生、景観といった住民の生活環境に深刻な影響をおよぼす可能性があります。町内における空き家などの管理者に対し、適切に管理するよう働きかけを行う必要があります。

町内の世帯構成でみると、高齢者世帯が増加しています。バリアフリーに配慮した住宅改修を含めた居住環境づくりが重要です。また、町営住宅については、長寿命化に向けて、改修・修繕を行い、安全な住環境の整備が必要です。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に起因する企業、事業所などでテレワーク勤務の普及が見られます。勤務先まで出勤するのではなく、自宅近くでのオフィススペースで勤務するなど、今後、新しい働き方を実践する様々な作業空間がもとめられると予測されます。

公園は、特色ある公園づくりにつとめ、安全で工夫をこらした公園整備を進めています。遊具及び設備の維持管理につとめるとともに、子どもから高齢者まで、だれもが安心して楽しめる公園整備を推進していく必要があります。

② 瑞穂町のめざす姿

安全性・利便性・快適性を備えた住宅や、魅力ある公園が存在し、緑があふれる暮らしやすい住宅地が形成されています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
住民の定住意向指数	45.8%	55%
住民 1 人あたりの都市公園面積	38.30 m ²	37.55 m ²

③ 施策

1) 居住環境の整備

令和 7 年度に改定した住宅マスタープランに基づき、安定した生活環境の確保と向上を推進します。また、魅力ある居住環境のもとで、誰もが安心して生活できるように、災害に強い安全な住まいづくりや、地区計画や開発指導により、ゆとりのある優良住宅地の創出をはかるとともに、豊かな自然と市街地の緑が融合する質と量のバランスのとれた住環境の形成を推進します。

【主要な取組】

- 既存住宅の耐震化やバリアフリー化の推奨
- 地区計画の活用による住環境保全・誘導
- 土地地区画整理事業による新たなまちづくりを通して都市公園の整備

2) 住宅セーフティネットの形成

住宅の確保に配慮を要する高齢者・障がい者・子育て世帯などが、可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう、それぞれの実情に応じた住まい確保への支援を推進します。また、町営住宅については、長寿命化計画に沿った維持管理につとめます。

【主要な取組】

- バリアフリーに配慮した住宅改修の促進
- 住宅設備改修における給付及び日常生活用具給付事業の推進

3) 空き家等の適正な管理、活用方法の検討

令和7年度に策定した空家等対策計画に基づき、町内に存在する空き家などの適正な管理を働きかけるとともに、空き家対策を推進します。

【主要な取組】

- 空き家などの適正な管理の周知
- 空き家対策の推進

重点

4) 計画的な公園整備及び維持管理

居住空間の魅力を高める要素のひとつである公園の計画的な整備を推進します。また、従来の緑化や遊具などの整備だけでなく、地域の特性をふまえ、住民が集まる地域のシンボルとなるような、特色ある公園づくりを推進します。

【主要な取組】

- 都市計画公園の整備促進及び既存公園の維持管理
- 地域との協働による公園などの維持管理
- 地域との協働や民間事業者の活用なども含めた新しい公園整備・運営のあり方の検討
- 箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業地内の稲荷ヶ丘公園・駅西公園・宿西公園の整備

④ 主な関連計画

- 都市計画マスタープラン
- 住宅マスタープラン
- 緑の基本計画
- 町営住宅長寿命化計画
- 立地適正化計画
- 空家等対策計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	各地区に特色ある公園を整備します。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	公園や緑地がつながり、地域の特性をいかした快適な生活空間を提供します。
3) つながる地域づくり	多くの公園ボランティアが存在し、公園の維持管理につとめます。
4) 危機に備える	

基本目標 6：便利で快適に暮らせるまち

（施策分野） 4 道路・河川

① 現況と課題

東京都が整備をする新青梅街道（都道 5 号新宿青梅線）の拡幅については、早期完成に向け整備を要望しています。新青梅街道は、町内主要道路ネットワークの核となる都市施設であるとともに、箱根ヶ崎方面への多摩都市モノレール延伸に向けて、道路の拡幅工事は不可欠です。引き続き、東京都に対し事業促進を要望していく必要があります。

幹線道路以外の道路については、主要生活道路や生活道路などの道路の役割に応じて、道路幅員の拡幅や通行者の安全確保などの改善をはかっていく必要があります。

町道においては、日々の巡回や定期的な調査により適宜応急措置や計画的な維持補修を行い、良好な道路機能を維持することが重要です。また、道路照明灯を環境に配慮した LED 灯に交換したり、交通事故防止を目的に、カラー舗装やガードパイプ、ポストコーンを設置したりするなど、歩行者及び自転車の安全確保につとめます。さらに、大地震などの緊急時は避難や救援活動、物資輸送のために、いち早く道路の通行の確保につとめるとともに、緊急輸送道路などの防災上重要な道路では無電柱化を推進する必要があります。

瑞穂町には、多摩川の支流の残堀川と荒川の支流の不老川の 2 水系があります。不老川については、引き続き、関係市と連携して河川改修に向けた要請活動が必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

主要幹線道路などについて安全で安心な移動が確保されているとともに、適切に整備、維持管理されています。

③ 施策

重点 モノレール

1) 幹線道路等の整備

東京都施行の都市計画道路については、今後も東京都に対し継続的に早期整備を要請します。町施行の都市計画道路については、国や東京都の補助事業の活用など財源を確保しながら整備を行い、特に、福生都市計画道路3・5・23号（石畑中央線）の着実な事業推進につとめます。また、幹線道路以外の道路のそれぞれの位置付けをふまえ、道路改良など整備につとめます。

【主要な取組】

- 都市計画道路の整備促進に向けた国や都との連携
- 道路改良等整備の推進

相乗効果
<u>・ No. 6 駅開業と、福生都市計画道路3・5・23号（石畑中央線）の整備に伴う青梅街道と新青梅街道との接続により、生活利便性がいっそう向上するだけでなく、石畑防災広場のアクセスルートが拡幅され都市防災機能が向上するほか、将来的に公共交通機能の発展が期待できます。</u>

重点

2) 町道等の整備と適切な維持管理

既存の道路及び橋りょうについて、計画的な維持管理につとめ、良好な道路環境を維持します。また、地権者の理解と協力を得るなかで、狭あい道路の解消につとめるとともに、道路冠水被害を防ぐため、雨水排水設備の設置及び機能維持につとめます。さらに、都市防災機能の向上を目的として、緊急輸送道路における無電柱化に取り組みます。

【主要な取組】

- 道路ストック総点検をふまえた町道の維持管理及び橋りょうの維持補修
- 道路照明灯をはじめとする交通安全施設の整備
- 狭あい道路の解消
- 法定外公共物（里道）の適切な維持管理や財産処分など
- 緊急輸送道路における無電柱化の推進

3) 歩行者などが利用しやすい道路の整備

歩行者や自転車が利用しやすい、安全で快適な道路環境の整備を推進します。

【主要な取組】

- 主要幹線道路の整備に合わせたゆとりある歩道幅員の確保
- 歩行者などにおける道路交通の円滑化

4) 河川環境の整備

必要に応じて、河川・水路の整備を行い、自然環境に配慮した河川環境を創出します。

【主要な取組】

- 水路の維持管理
- 不老川水系における河川改修に向けた要請活動

④ 主な関連計画

- 都市計画マスタープラン
- 橋りょう長寿命化修繕計画
- 道路整備方針
- 無電柱化推進計画
- 立地適正化計画
- 多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想
- 多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画
- 地域公共交通計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	安全で快適な道路整備を促進し、良好な道路機能を維持していきます。
3) つながる地域づくり	
4) 危機に備える	緊急輸送道路など、都市防災上の重要な路線において無電柱化を推進します。

基本目標 6：便利で快適に暮らせるまち

（施策分野 5） 下水道

① 現況と課題

瑞穂町の公共下水道は、汚水と雨水をそれぞれ別系統で排水する分流方式を採用しています。令和 6 年度末の汚水の整備率は 88.4%、水洗化率は 97.5%、雨水の整備率は 45.2%となっており、令和 7 年 9 月に長岡 1 号幹線（雨水）が完成するなど、順調に進ちよくしています。下水道は、東京都が広域的に実施する水道事業を利用しています。

瑞穂町は、昭和 49 年度に下水道事業に着手してから 50 年が経過します。一般的な下水道管きょの標準耐用年数は 50 年といわれています。一方、駒形汚水中継ポンプ場は、稼働から 41 年が経過し、設備の更新が今後必要となってきます。老朽化に伴う管きょにおける事故を起こさないよう、維持管理から更新・改築費用も含め、計画的に下水道管きょなどの更新を実施することが重要です。さらに、大規模災害を見据えて、災害を受けた場合においても、公共下水道業務継続計画（BCP）に基づき、速やかに復旧対応がはかれるように応急復旧体制の強化をはかる必要があります。

下水道事業費は、下水道使用料、受益者負担金、国・都の補助金、瑞穂町の一般財源から成り立っています。今後の整備、維持管理などに多くの費用がかかります。下水道事業の長期的な運営を持続させるために、令和 2 年度から地方公営企業法の一部を適用した、地方公営企業会計に移行しました。財政マネジメントの強化をはかるとともに、安定した下水道経営がもとめられます。

② 瑞穂町のめざす姿

下水道施設の整備・維持管理が計画的に実施され、快適な生活環境が確保されています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
下水道整備率(汚水事業)	88.4%	88.8%
下水道整備率(雨水事業)	45.2%	58.9%

③ 施策

重点 モノレール

1) 下水道事業の充実

下水道施設の計画的・効率的な整備を促進します。また、下水道施設の維持管理と健全な下水道経営を推進します。

【主要な取組】

- 下水道計画区域内の未整備区域における下水道（汚水）施設の整備
- 下水道施設の維持管理
- 下水道施設の耐震化、長寿命化などの促進
- 地方公営企業会計に基づく健全な下水道経営の推進
- 多摩都市モノレール延伸に伴う下水道の整備推進

相乗効果
・ <u>多摩都市モノレール延伸に伴う新青梅街道の拡幅工事により、雨水幹線及び主要な雨水枝線の整備促進が期待できます。</u>

重点

2) 浸水対策の推進

都市化の進展に伴う雨水流出の増大や大型台風、局部的集中豪雨などによる道路や住宅地の冠水・浸水被害に対応するため、浸水対策を推進します。

【主要な取組】

- 雨水管きよの整備・維持管理
- 雨水貯留施設などの設置・維持管理
- 環境に配慮した雨水利用の促進・啓発
- 公共施設（建築物）の新設・改修の際の雨水流出抑制

④ 主な関連計画

- 下水道プラン（経営戦略）
- 公共下水道ストックマネジメント実施計画
- 公共下水道業務継続計画（BCP）
- 下水道総合地震対策計画
- 雨水管理総合計画
- 上下水道耐震化計画（上下水道）
- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	下水道事業をより一層推進し、快適で安全に暮らせる都市基盤の形成につとめます。
3) つながる地域づくり	
4) 危機に備える	大規模な水害などを見据え、対応できる雨水対策施設の整備と、災害時には公共下水道業務継続計画（BCP）に基づいた迅速な対応につとめます。

基本目標 7

総合計画の実現に向けて

基本目標 7：総合計画の実現に向けて

（施策分野 1） 協働の推進

① 現況と課題

瑞穂町では、平成 26 年度に「瑞穂町協働宣言」を策定するとともに、平成 30 年度には、協働のさらなる推進のための瑞穂町協働事業ガイドラインを策定するなど、協働によるまちづくりを推進しています。協働の理念を広く住民に周知するため、瑞穂町協働のまちづくり推進委員会と瑞穂町協働フォーラムを開催し、様々な協働事例を紹介し、協働の理念や仕組みを発信しています。令和 4 年度から協働の更なる推進のために協働推進課を発足しました。また、令和 5 年度からは住民、地域などが抱える問題や課題を解決するため、各種団体等と町をつなぐ「協働の窓口 みずほマッチング」を設置し、協働に関する様々な相談、提案などを受け付けています

その中でも包括連携協定事業では、相互に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用し、それぞれの強みを生かすことで地域の活性化に寄与しています。

さらに、住民提案型協働事業をはじめ、ボランティアが主体となっている瑞穂のつるし飾り、OHAKO プロジェクトなどが展開されています。

今後も、住民、企業、各種団体、NPO、ボランティア、行政など、お互いの立場を理解すると同時に、誰もが地域の一員として活躍できる地域づくりと地域のささえ合いを強化していくことが必要です。また、人を呼び込みひき付ける、住みたいまち、働きたいまちへと進化するためにも、新たに町にかかわる人々との協働をすすめていくことがもとめられます。

② 瑞穂町のめざす姿

協働が推進され、住民、企業、各種団体、NPO、ボランティアなどと行政が協力し、地域の課題の解決に取り組まれています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
包括連携協定締結数	7団体	14団体

③ 施策

重点 創生

1) 協働型社会の推進

住民や地域などが抱える問題や課題を解決するため、瑞穂町協働宣言や瑞穂町協働ガイドラインに沿った協働の実現を推進します。

【主要な取組】

- 地域に関する問題や課題に関しての、地域と行政間の情報共有、地域内のリーダー育成
- 庁内における各種協働事業の情報収集及び共有
- 住民や活動団体、企業などと行政をつなぐコーディネート促進

2) ボランティアセンターみずほの活動支援

誰もが気軽に相談し、地域活動に参加できるコミュニティを実現するため、住民同士で助け合うボランティア活動の推進を支援します。さらに、地域の問題を自ら解決するため、地域の担い手を創出するための支援をするとともに、ボランティア団体やNPO団体などが育成され、地域で活躍できるよう支援します。

【主要な取組】

- 個人ボランティアやボランティア団体、NPO団体などの育成への支援
- ボランティアセンターみずほによる活動への支援

3) 住民の声を反映する行政運営

住民の声をより多く反映するために、誰もが行政運営に参加・参画することができるよう、機会の提供や、手法の拡充を促進します。さらに、有権者及び未来の有権者の政治・選挙に対する意識向上のための効果的な啓発につとめます。

【主要な取組】

- 町長への手紙などの広聴機能の充実
- 住民が行政に参加しやすい場の提供や積極的な情報提供
- 選挙啓発活動の推進

④ 主な関連計画

- 協働事業ガイドライン
- コミュニティ振興計画
- 瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針
- 地域保健福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 生涯学習推進計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	
3) つながる地域づくり	地域で活動する団体間の連携・ネットワーク化の促進をはかり、地域の課題に対し、多様な主体が力を合わせた取り組みを展開することで、ささえあえる文化を定着させます。
4) 危機に備える	

基本目標 7：総合計画の実現に向けて

（施策分野 2） 情報発信・情報提供

① 現況と課題

瑞穂町では、広報紙「広報みずほ」の発行やホームページ、メール配信サービス、瑞穂ケーブルテレビでの広報番組「みずほニュース」、観光情報サイトなど、様々な手法により町政に関する情報発信を行っています。また、SNSなど（Facebook、X、YouTube）による発信も行っています。なお、ホームページでは、誰もがアクセスしやすい環境を整え、情報発信を充実させてきました。

近年、技術革新による急速なデジタル化の進展により、様々な情報媒体が生まれるなか、誰もが必要な情報をわかりやすく知りたい時に入手できるよう工夫をすることが重要です。

今後、新技術の進歩に伴い、さらなるSNS等の媒体の多様化が見込まれます。引き続き、それぞれの媒体の特性を生かした効果的な情報発信について、組織的な活用方法を検証・検討し、積極的な情報提供に取り組めます。

② 瑞穂町のめざす姿

行政に関するあらゆる情報を住民と適切に共有できています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
ホームページ等年間アクセス数	1,621,716 件	1,800,000 件

※町公式ホームページのほか、観光情報サイトや図書館などのサイトのアクセス数も含まれる。

③ 施策

重点

1) 住民にわかりやすい情報提供・情報共有

住民が行政サービスを必要な時に適切に利用するために、包括的・総合的な行政情報など、様々な情報を適切な手段により提供します。

【主要な取組】

- 広報紙「広報みずほ」の発行
- ホームページの運営・管理
- 暮らしの便利帳などの情報冊子の提供
- メール配信システム、SNS の組織的な活用・検討
- 「みずほニュース」の制作・放送

2) 行政情報の発信力強化

瑞穂町の対外的なイメージの形成や認知度の向上、地元経済の活性化、住民が町に愛着が持てるよう、戦略的な宣伝活動（シティプロモーション）を推進します。

【主要な取組】

- 多様なメディア、情報ツールを活用した観光資源・特産品などの情報提供
- 住民・民間企業・団体などとの連携による情報発信、イベントの開催
- 公式キャラクターの活用による発信力の強化

④ 主な関連計画

- シティプロモーション基本方針

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	戦略的な宣伝活動により、町外からの来訪者が増加するとともに、知りたいときに的確に情報が得られるようつとめます。
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	
3) つながる地域づくり	
4) 危機に備える	災害発生時など、様々なツールで情報収集し、情報を提供します。

基本目標 7：総合計画の実現に向けて

（施策分野 3） 持続可能な行財政運営体制の構築

① 現況と課題

新型コロナウイルス感染症の流行による非接触型の環境づくりや、給付金の給付対応から、デジタル化の動きが大きく加速しました。多様化かつ高度化した行政ニーズに応え、安定した行政サービスを、持続的、効果的に提供しつつ、喫緊の問題に対し、迅速に、かつ柔軟に対応することがもとめられています。このようななか、新たな行政課題に対応するため、協働推進部やデジタル推進課を設置するなど、積極的な組織改編を行っています。

社会の変容は、個々の事情に応じた働き方の多様化にとどまらず、働くこと自体への多様な価値観を生み出し、職業としての選択にも影響をもたらしています。今後は、職員の定年が引き上げられ、働く期間が長期化し、多様な雇用形態の職員で構成される組織となることが見込まれます。これまで以上に組織横断的な業務の推進をはかり、時代のニーズにあった職員研修を充実させるとともに、職場環境において多角的なアプローチが必要です。

瑞穂町の財政運営において、歳入については、町税がリーマンショック以前の水準となるなかで、町民税については個人所得や法人所得とともに緩やかな上昇となっていますが、物価高の影響や社会情勢をふまえると、今後の先行きは不透明です。歳出については、社会保障経費の増大、公共施設の老朽化に伴う大規模改修や建替え、激甚化、頻発化がすすむ自然災害への備え、多摩都市モノレールの延伸に伴う新たなまちづくり、それにあわせた社会基盤整備など、様々な財政需要に対応する必要があります。コスト抑制もふまえ、事業間の連携をはかるとともに、財政基盤を堅持し持続可能な財政運営を行うことが必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
住民の住みよさ指数	38.2%	45.0%
町政全体の満足度	34.5%	40.0%
町税収納率	97.5%	98.6%
経常収支比率	94.0%	80%台

③ 施策

1) 戦略的な行政運営

人口減少、社会経済状況などの変化などに対応した戦略的な行政運営を行うとともに、限られた資源を効果的に活用し、質の高い行政サービスを提供できるよう、時代に即した行政改革を推進します。また、実行されている施策や事業の定期的な見直しを行い、各種施策にはSDGsの視点を取り入れます。

【主要な取組】

- 行政目標に即応する組織への改編
- 事務改善及び事務事業のあり方の見直し
- 類似業務や同種業務の統廃合の検討
- SDGsの視点を取り入れた施策の推進

2) デジタル化・A I 化への対応

急速な人口減少に伴う人材確保の困難に対応するため、費用対効果を勘案しながらA Iなどを活用したデジタルツールの導入を推進し、職員の業務効率化と住民サービスの維持・利便性向上を実現します。

【主要な取組】

- 行政事務へのデジタルツールの導入や、A Iなどの新技術の研究・検討
- 新しい技術に対応した情報セキュリティ対策の実施
- マイナンバーカードの利活用及び対応促進
- 情報・文書の適切な管理

創生

3) 健全な財政運営と中期財政計画の適切な運用

歳入の多角化、安定化に向けた取り組みや、民間活力の導入、費用対効果意識の徹底や長期的な視点による財政支出を検討し、安定した財源の確保と歳出の抑制による健全な財政運営を推進します。

【主要な取組】

- 町税の適正な課税、収納率の向上
- 新たな財源確保策の検討
- 事務事業にかかるコスト削減
- 民間活力の導入によるコスト削減の検討

4) 機能的な組織

住民ニーズの多様化や社会潮流の変化、複雑化、高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、業務を効果的・効率的にすすめることができる機能的な組織づくりや人材の育成を推進します。

【主要な取組】

- 柔軟で機能的な組織づくりの推進
- 自己啓発しやすい環境の整備
- 時代のニーズ合った職員研修の実施
- 働き方改革の実践、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の形成
- 知識と経験を備えた高年齢層職員の活用

5) 広域行政

複数の自治体で共同運営、行政サービスの広域化をすることでサービスの向上と経費の削減が可能となる事項について、積極的に研究するとともに、瑞穂町の独自性をいかしつつ広域行政を堅持します。

【主要な取組】

- 瑞穂斎場組合、西多摩衛生組合、東京たま広域資源循環組合、福生病院企業団及び羽村・瑞穂地区学校給食組合との連携
- 西多摩地域広域行政圏協議会との広域行政の推進

④ 主な関連計画

- 行政改革大綱
- 行政改革大綱実施細目
- 定員適正化計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	生成 A I などの最先端技術を導入・活用することで住民と職員双方の利便性を向上させ、持続可能な行政サービスを実現します。
3) つながる地域づくり	
4) 危機に備える	情報を適切に管理できるセキュリティ対策を講じながらすすめます。

基本目標 7：総合計画の実現に向けて

（施策分野 4） 公共施設マネジメント

① 現況と課題

瑞穂町では、平成 28 年度、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、瑞穂町公共施設等総合管理計画を策定し、さらに、令和 5 年度には、公共施設の整理、統廃合など再編を含めた施設のあり方についての方向性を定めた瑞穂町公共施設個別施設計画を策定しました。公共施設の多くは老朽化がすすんでいるとともに、将来的な人口減少が見込まれているなか、公共施設を人口構造に見合った適切な機能と規模で更新することが必要です。

昨今の原材料費や人件費の高騰により建設費が大幅に上昇しており、今後も上昇することが予想され、適切な対応がとめられます。今後、社会情勢や人口構造の変化をふまえ、町内で必要とされる公共施設の更新などの際には、適正な配置と効率的な管理運営をめざし、必要な住民サービスを確保した上で、PPP/PFI などの民間活力の手法を検討すると同時に、施設の整理統合や除却を実践することが必要です。

さらに、令和 7 年 3 月に多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸の都市計画決定が告示され、今後のまちづくりにおいて、地域の課題に対応した公共施設整備について、議論を深めなければなりません。

近年、道路、橋りょう、下水道などのインフラ施設の劣化による事故が全国各地で起きている状況です。耐用年数を超過する施設の更新時期を見据え、インフラ施設における老朽化対策を強化するとともに、更新時の事業量の平準化が重要です。

② 瑞穂町のめざす姿

公共施設などが、適切に維持管理され、限られた経費のなかで今後の更新・除却などを含め、最適化に向けた見直しが行われ、住民の誰もが安全で快適に施設を利用できています。

③ 施策

1) 既存施設の持続可能な維持管理

人口動向や社会情勢などの変化をふまえ、町内で必要とされる公共施設などを長期的な視点で最適に配置するとともに、耐用年数を超過する施設や設備の更新時期を見据え、事業量の平準化やライフサイクルコストの最小化につとめます。

【主要な取組】

- 町が管理する全ての公共施設及びインフラ施設の適正な維持管理
- 公共施設などの集約化・複合化・除却の検討

重点 モノレール

2) 個別施設計画の整備・運用

住民が安全で快適に公共施設などを利用できるよう、全ての施設について、適切に運営や維持管理をするため、個別の施設維持管理計画を整備します。

【主要な取組】

- 町が管理する全ての公共施設及びインフラ施設の維持管理計画、実施方針の策定、見直し
- 行政改革推進本部会議を中心とした公共施設マネジメントの推進

相乗効果

・多摩都市モノレール延伸に伴う新たなまちづくりを検討する中で、立地場所を含めた個別施設の再配置や機能の集約化が期待できます。

重点 モノレール

3) PPP／PFIの活用、導入するための調査及び研究

PPP／PFI導入ガイドラインをふまえ、多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸を見据えたPPP／PFI活用の検討を推進し、創意工夫と財政資金の効率的使用をふまえた公共サービスを研究します。

【主要な取組】

○ PPP／PFIの活用、導入をはかるための調査及び研究

相乗効果
・ <u>No.6 駅周辺の産業近代化拠点を中心に、多摩都市モノレール延伸の利便性をいかした公共施設の整備が期待できます。</u> ・ <u>民間事業者の参入可能性を高め、金融機関の投資意欲の向上や様々な業種・規模の事業者の参入が期待できます。</u>

④ 主な関連計画

- 公共施設等総合管理計画
- 町営住宅長寿命化計画
- 橋梁長寿命化修繕計画
- 下水道維持管理計画
- 公共施設個別施設計画
- PPP/PFIガイドライン

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

視点	配慮事項
1) 町の魅力を際立たせる	
2) 資源を磨き生活の質を豊かにする	公共施設の管理運営について、人々が集まり利用される方法に改善すると同時に、適切な公共施設の配置につとめます。
3) つながる地域づくり	住民が集える魅力的な施設の維持管理や整備につとめます。
4) 危機に備える	適切な管理を行い、危機に対応できる状態を維持できるようつとめます。

